# 目　　次

会期日程表 …… 1
陳情文書表 …… 3

第　１　号（３月１０日）
開会、散会の日時 …… 5
出席議員 …… 5
欠席議員 …… 5
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 5
事務局出席者 …… 5
議事日程 …… 6
開会及び開議の宣告 …… 8
会議録署名議員の指名 …… 8
会期の決定 …… 8
諸般の報告 …… 8
行政報告 …… 8
平成２９年度村長所信表明 …… 9
同意第１号の上程、説明 …… 16
同意第２号の上程、説明 …… 17
議案第７号の上程、説明 …… 17
議案第８号の上程、説明 …… 18
議案第９号の上程、説明 …… 19
議案第１０号の上程、説明 …… 19
議案第１１号の上程、説明 …… 20
議案第１２号の上程、説明 …… 21
議案第１３号の上程、説明 …… 22
議案第１４号の上程、説明 …… 22
議案第１５号の上程、説明 …… 23
議案第１６号の上程、説明 …… 24
議案第１７号の上程、説明 …… 25
議案第１８号の上程、説明 …… 26
議案第１９号の上程、説明 …… 27
議案第２０号の上程、説明 …… 28
議案第２１号の上程、説明 …… 28
議案第２２号の上程、説明 …… 29
議案第２３号の上程、説明 …… 31
議案第２４号の上程、説明 …… 32

議案第２５号の上程、説明 …… 34
議案第２６号の上程、説明 …… 35
議案第２７号の上程、説明 …… 35
報告第１号の上程、報告 …… 37
休会について …… 37
散会の宣告 …… 37

第　２　号（３月１６日）

開議、散会の日時 …… 39
出席議員 …… 39
欠席議員 …… 39
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 39
事務局出席者 …… 39
議事日程 …… 40
開議の宣告 …… 42
議案の訂正の申出について …… 42
同意第１号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 42
同意第２号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 44
議案第７号の質疑、委員会付託 …… 45
議案第８号の質疑、委員会付託 …… 46
議案第９号の質疑、委員会付託 …… 46
議案第１０号の質疑、委員会付託 …… 46
議案第１１号の質疑、委員会付託 …… 46
議案第１２号の質疑、委員会付託 …… 47
議案第１３号の質疑、委員会付託 …… 47
議案第１４号の質疑、委員会付託 …… 47
議案第１５号の質疑、委員会付託 …… 50
議案第１６号の質疑、委員会付託 …… 50
議案第１７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 50
議案第１８号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 51
議案第１９号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 52
議案第２０号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 52
議案第２１号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 53
議案第２２号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 53
議案第２３号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 56
議案第２４号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 57
議案第２５号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 57
議案第２６号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 58

議案第２７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 58
諸般の報告 …… 59
散会の宣告 …… 59

第　３　号（３月１７日）
開議、散会の日時 …… 61
出席議員 …… 61
欠席議員 …… 61
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 61
事務局出席者 …… 61
議事日程 …… 62
開議の宣告 …… 63
一般質問 …… 63
前　田　　孝　議員 …… 63
吉　濱　　覺　議員 …… 66
安　里　重　和　議員 …… 80
大　城　佐　一　議員 …… 82
仲井間　宗　利　議員 …… 87
金　城　　勇　議員 …… 89
宮　城　辰　徳　議員 …… 91
散会の宣告 …… 92

第　４　号（３月２１日）
開議、散会の日時 …… 93
出席議員 …… 93
欠席議員 …… 93
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 93
事務局出席者 …… 93
議事日程 …… 94
開議の宣告 …… 95
議案第１７号～議案第２１号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 95
休会について …… 98
散会の宣告 …… 98

第　５　号（３月２４日）
開議、閉会の日時 …… 99
出席議員 …… 99
欠席議員 …… 99

地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 99
事務局出席者 …… 99
議事日程 …… 100
開議の宣告 …… 102
議案第７号～議案第１４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 102
議案第１５号及び議案第１６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 108
議案第２２号～議案第２７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 109
陳情第１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 113
意見案第１号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 114
意見案第２号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 116
意見案第３号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 117
議員派遣の件 …… 121
閉会の宣告 …… 122

署名議員 …… 123

# 平成２９年第３回定例会会議録
## （会期日程表）

開会　平成29年３月10日
会期15日間
閉会　平成29年３月24日

| 月　日 | 曜日 | 会議別 | 開議時間 | 日　　程 |
|---|---|---|---|---|
| ３月10日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・平成29年度村長所信表明・議案提案説明・報告（終了後全員協議会） |
| ３月11日 | 土 | 休　会 | | （中学校卒業式） |
| ３月12日 | 日 | 休　会 | | |
| ３月13日 | 月 | 休　会 | | 議案検討 |
| ３月14日 | 火 | 休　会 | | （幼稚園卒園式） |
| ３月15日 | 水 | 休　会 | | 議案検討 |
| ３月16日 | 木 | 本会議 | 午後２時 | （小学校卒業式）<br>同意第１号及び第２号質疑、委員会付託省略（即決）<br>議案第７号～第14号質疑、総務常任委員会付託<br>議案第15号～第16号質疑、経済建設常任委員会付託<br>議案第17号～第27号質疑、予算審査特別委員会付託 |
| ３月17日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問 |
| ３月18日 | 土 | 休　会 | | |
| ３月19日 | 日 | 休　会 | | |
| ３月20日 | 月 | 休　会 | | （春分の日） |
| ３月21日 | 火 | 委員会 | 午前10時 | 議案第17号～第21号予算審査特別委員会<br>（説明～採決） |
| | | 本会議 | 午後３時 | 議案第17号～第21号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 |
| ３月22日 | 水 | 委員会 | 午前10時 | 議案第15号及び第16号経済建設常任委員会<br>（説明～採決） |
| | | 委員会 | 午後２時 | 議案第７号～第14号質疑、総務常任委員会<br>（説明～採決）<br>陳情第１号総務常任委員会　（検討～採決） |
| ３月23日 | 木 | 委員会 | 午前10時 | 議案第22号～第27号予算審査特別委員会<br>（説明～検討） |

| 月　日 | 曜日 | 会議別 | 開議時間 | 日　　程 |
|---|---|---|---|---|
| ３月24日 | 金 | 委員会 | 午前10時 | 議案第22号～第27号予算審査特別委員会<br>（検討～採決） |
| | | 本会議 | 午後２時 | 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決<br>経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決<br>予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決<br>総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決<br>意見案等の処理<br>議員派遣の件（閉会） |

会期日数　15日間　　本会議日数　５日間　　委員会日数　４日間　　休会日数　８日間

# 陳　情　文　書　表

| 受理番号 | 受理年月日 | 件　　名 | 陳情者氏名 | 付託委員会 |
|---|---|---|---|---|
| 15<br>(28年受付) | 平成28年12月12日 | 「地球を守れる社会体制創り」の為の陳情書 | 荒木　實 | 議員配布 |
| 1 | 平成29年２月13日 | 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情 | 沖縄県労働組合総連合<br>議長　仲里　孝之 | 総務常任委員会 |

# 平成２９年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第１号）平成29年３月10日

１．開会、散会の日時

開　　会（平成29年３月10日　午前10時00分）

散　　会（平成29年３月10日　午後０時18分）

２．出席議員（９名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番議員 | 大城佐一 | ６番議員 | 前田　孝 |
| ３番議員 | 仲井間宗利 | ７番議員 | 安里重和 |
| ４番議員 | 金城　勇 | ８番議員 | 吉濱　覺 |
| ５番議員 | 宮城辰徳 | ９番議員 | 東　武久 |
| | | 10番議員 | 平良嗣男 |

３．欠席議員（１名）

２番議員　新城一智

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 宮城功光 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大城　武 |
| 副村長 | 島袋幸俊 | 建設環境課長 | 新城　寛 |
| 総務課長兼村史編纂室長 | 神里富松 | 会計課長 | 山城咲代 |
| 総務課参事 | 大嶺　実 | 教育長 | 米須邦雄 |
| 財務課長 | 知念和史 | 教育課長 | 山城　均 |
| 住民福祉課長 | 宮平和美 | 選挙管理委員会書記長 | 神里富松 |
| 企画観光課長 | 福地　亮 | 監査事務局長 | 宮城　豊 |

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 宮城　豊 | 主任 | 前田　望 |

６．議事日程（第１号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長行政報告 | |
| 5 | | 平成29年度村長所信表明 | |
| 6 | 同　　意<br>第　１　号 | 教育委員会委員の任命について | 提 案 説 明 |
| 7 | 同　　意<br>第　２　号 | 教育委員会委員の任命について | 提 案 説 明 |
| 8 | 議　　案<br>第　７　号 | 大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 9 | 議　　案<br>第　８　号 | 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 10 | 議　　案<br>第　９　号 | 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 11 | 議　　案<br>第１０号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 12 | 議　　案<br>第１１号 | 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 13 | 議　　案<br>第１２号 | 大宜味村税条例等の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 14 | 議　　案<br>第１３号 | 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 15 | 議　　案<br>第１４号 | 大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |
| 16 | 議　　案<br>第１５号 | 大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 | 提 案 説 明 |
| 17 | 議　　案<br>第１６号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 提 案 説 明 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 18 | 議　　案<br>第１７号 | 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号） | 提案説明 |
| 19 | 議　　案<br>第１８号 | 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号） | 提案説明 |
| 20 | 議　　案<br>第１９号 | 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号） | 提案説明 |
| 21 | 議　　案<br>第２０号 | 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号） | 提案説明 |
| 22 | 議　　案<br>第２１号 | 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | 提案説明 |
| 23 | 議　　案<br>第２２号 | 平成29年度大宜味村一般会計予算 | 提案説明 |
| 24 | 議　　案<br>第２３号 | 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 提案説明 |
| 25 | 議　　案<br>第２４号 | 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 提案説明 |
| 26 | 議　　案<br>第２５号 | 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 提案説明 |
| 27 | 議　　案<br>第２６号 | 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 提案説明 |
| 28 | 議　　案<br>第２７号 | 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算 | 提案説明 |
| 29 | 報　　告<br>第　１　号 | 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について | 報　　告 |

---

**◎開会及び開議の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　起立、礼、着席。おはようございます。

ただいまから平成29年第３回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

**◎会議録署名議員の指名**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、４番　金城　勇議員及び５番　宮城辰徳議員を指名します。

---

**◎会期の決定**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第２　会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月24日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から３月24日までの15日間に決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

**◎行政報告**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　おはようございます。

平成29年第３回定例会に当たり、12月定例会後の行政報告を行います。

１月４日、29名中27名の新成人者を迎え、成人式を挙行いたしました。若者として、自覚と責任を持って頑張っていくことを宣言しておりました。

11日には、大宜味村郵便局長よりオリジナルフレーム切手の贈呈がありました。

14日、15日に開会されました村産業まつりに宮城県石巻市、福島県西会津町、秋田県湯沢市の物産の参加協力もあり、6,000名余の参加がありました。また、体育館においては、福祉まつりが開催され、名桜大学の生徒の皆さんの協力により健康チェックもありました。

18日には、第１回の北部基幹病院整備推進村支部会議を開催し、対策会議を行いました。

２月６日には、村のチョウチョウの選定委員の委嘱と制定について諮問をいたしました。選定の結果、コノハチョウ、スマベニチョウ、２種の選定を受け、村のチョウチョウとして２月22日制定告示を行っています。

23日には、旧庁舎が文部科学大臣から指定することが告示され、正式に指定となりました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

12月16日以降、発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますので、御参照してください。

以上で行政報告を終わります。

**○　議長（平良嗣男）**　これで行政報告を終わります。

---

**◎平成２９年度村長所信表明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第５　平成29年度村長所信表明を求めます。

村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　はじめに

平成29年大宜味村議会第３回定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端並びに、平成29年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

大宜味村長に就任後、これまで村立小学校の統合をはじめ、私が就任当初から掲げている政策運営方針の人材育成・子育て支援・教育・福祉など、様々な分野の課題に全力で取り組んでまいりました。

これまで長い歴史の中で、地域コミュニティとして培われてきた村立小学校の統合と、中学校の移転という大きな時代の流れの中で、村の宝である子ども達は、現在、結の浜の地に新設された新生大宜味小学校及び大宜味中学校のすばらしい環境の中で、小学校においては複式学級も解消され、児童生徒が、勉強・スポーツ・文化面において、それぞれの学年で切磋琢磨し頑張っている姿が、村の未来を明るくするものと期待を感じさせてくれます。

昨年６月には、本村の変革の年とも位置づけのできる大宜味村第５次総合計画を策定し、今後10年間の村の進むべき基本構想を定め、「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を村の将来像として掲げ、「人材を以て資源と為す」を本村教育の恒久の理念とし、具現化する施策の展開として、人材育成を重点事業の柱に据え、学校教育のみならず、産業界等においても郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・国際性に富む積極進取な人材の育成に取り組んでまいります。

また、やんばる国立公園にも指定された本地域は、平成30年度秋の世界自然遺産登録に向けた取り組

みも着実に進行しており、インターナショナルな地域としての展望と、この豊かな自然環境と密接に繋がる生活スタイルを、子々孫々までしっかりと持続可能な形で継承できる村づくりに努め、若者からお年寄りまで皆が住み続けたい、この大宜味に住みたいと思っていただける魅力あふれる地域づくりを推進し、村民の誰もがいきいきと未来を語り、さらにすばらしい村にする願いを込め、村民憲章の制定に向けて取り組んでまいります。

本村の直面する大きな課題である「少子高齢化」について、今後も最重要課題として施策に取り組む必要があります。背景には、雇用機会が脆弱なこと、定住環境が不十分なことなどが要因として挙げられます。

私は、この少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけるべく、様々な方面においてトップセールスを積極的に展開する中で、村の資源を有効に活用できる企業の誘致に取り組んでいるところであり、企業誘致と共に定住環境について、民間アパート誘致や空き家の活用による移住・定住・交流事業から村の人口増加に繋げていく施策を強化していきます。

大宜味村第４次総合計画において展開されてきた施策から、新たな企業立地やふるさと納税を活用した地域振興など、村政運営の成果は着実にあがりつつあります。

しかしながら、課題はまだまだ山積しており、脆弱な財政運営の中でも村民目線を第１に考え、大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、「大宜味らしさ」を追求した村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

１　予算の概要について

本村の財政を見通すと、歳入の根幹である村民税などの収入に大きな増減は見られないものの、ダム交付金と言われる国有資産等所在市町村交付金の減価償却に伴う減収、国勢調査人口の減、小学校統合による普通交付税への影響も懸念されるところであります。

平成29年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第５次総合計画」を基本とし、国策による「まち・ひと・しごと創生　総合戦略」を活用し、平成32年度まで延長された「過疎自立促進計画」など、当初予算と連動させた「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向け、予算編成を行ったところであります。その結果、平成29年度の予算規模は、一般会計予算が総額約30億４千９百万円となり、学校建設費の減により、前年度予算額と比較しますと２億４千万円、7.4％の減となっております。

また、特別会計予算総額は約９億２千１百万円、3.8％増となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算総額は約６億６千１百万円で対前年度比3.6％減、簡易水道事業特別会計予算総額は約１億９千３百万円で対前年度比34.1％増、公共下水道事業特別会計予算総額は約３千３百万円で40％増、後期高齢者医療特別会計予算総額は約３千４百万円で前年度並みとなっております。

２　行財政の健全化について

（１）職員の資質の向上

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、全国市町村アカデミーや自治研修所等での研修などの受講、また人事評価制度の評価を基に職員の資質の向上に努めてまいります。

（２）行政改革の推進

平成28年11月に策定された「第５次大宜味村行政改革大綱」の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確に対応しながら、村の将来像に向けた行政改革、また、社会情勢や村の財政状況も踏まえた行政改革を推進していきます。

（３）財政運営

税収などの自主財源に乏しく、依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい財政運営が見込まれる中、新たな歳入の創出及び村内特産品のＰＲの観点から、本格的にスタートしました「むらづくり応援寄付」は、全国から4,959件（前年2,765件）、約１億円（前年　５千４百万円）のご寄付を頂きました。今後も魅力ある返礼品づくりと大宜味村応援団の輪を広げてまいります。

歳出面では、急激な高齢化による社会保障費の増加や老朽化する公共施設の維持・更新経費の増大が見込まれることから、無駄を排除し、基金の計画的な運用を行い、村債を抑制するなど、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮し計画的な財政運営に取り組んでまいります。

（４）公共施設等総合管理計画

平成28年度に公共施設等の現状や課題を調査・分析し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、今後、個別施設の管理計画、保全計画等の具体的な検討に取り組んでまいります。

３　豊かな自然が生み出す活力ある村づくり～産業の振興～

（１）農業の振興

農業の振興につきましては、生産基盤の充実強化を推進するとともに、遊休地、耕作放棄地の解消と耕土流出防止を図りながら推進し、農道の路面改良整備、農業用用排水路の整備を推進するとともに農業用近代化施設・機械等整備を推進します。

シークヮーサーについては、青切・フルーツ用出荷に対応できるよう品質の向上に向けて、栽培技術の普及と販売促進を推進してまいります。

耕作放棄地遊休地の解消については、「人・農地プラン」の作成により地域の担い手になる生産者を認定し、その生産者へ農地の集積や支援事業を行い農業所得の向上を図ります。

花卉栽培におきましては、喜如嘉地区、大保地区において、オクラレルカやフトイ等の切葉の拠点産地認定に向けて取り組むとともに、災害に強い施設等の整備を推進します。

カラキ活用推進プロジェクトにつきましては、カラキの持つ成分等を分析し商品開発・ブランドの構築及び栽培技術者の育成を図ります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

（２）林業の振興

林業の振興につきましては、やんばる国立公園との調和を図りながら県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」、「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、自然に配慮した森林業の取り組みを行ってまいります。

（３）畜産の振興

畜産業の振興につきましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上に向けた支援を行ってまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導を行い、周辺環境の改善に努めてまいります。

（４）水産業の振興

漁村地域整備交付金を活用した、塩屋漁港整備事業の完了に伴い今後は、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港等の適正な維持管理に努めてまいります。養殖漁業については、モズク・海

ブドウ・シャコガイ・ウニなどの新たな養殖技術の普及を推進し、ふるさと納税の返礼品等への活用を積極的に推進します。

また、整備中の直売店を活用し、新鮮な海産物を供給すると共に特産品づくりを促進し、漁民の所得向上に努めます。

（５）商工業の振興

商工業の振興につきましては、地域内の商業が維持され発展していくように、事業者の経営基盤並びに商工会や生産者の組織基盤強化と、本村の基幹産業である第一次産業と製造加工業の連携を強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めます。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組みます。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成方針について検討を行います。

企業誘致につきましては、観光振興などの取り組みで村内の経済循環と雇用創出及び村民所得向上などの波及効果の得られる企業の進出が望まれており、学校跡地活用による企業の進出、遊休地や結の浜の土地利用など公有財産を活用した企業誘致を積極的に取り組んでまいります。

（６）観光の振興

観光振興につきましては、やんばる国立公園に指定され、今後、世界自然遺産登録への行動が進んでいる中で、村の観光振興の方向性をまとめた「エコツーリズム推進地域全体構想」策定の取り組みを推進してまいります。

観光周遊ルート形成として、塩屋湾の魅力を活かせる事業の導入と各観光拠点との連動を図るプログラム開発などに取り組むとともに、「平南のター滝」や「ネクマ～六田山散策道」など自然環境資源と里でのツーリズムを行う上で、安全面対応について、関係機関との連携強化と安全利用に関する方策検討に取り組みます。

宿泊施設が少ないことによる素通り観光への対応強化として、長寿と癒しの森整備計画、結の浜土地利用及び公有財産の活用による企業立地を促進します。

また、観光振興には人材育成と人材活用は重要な位置づけにあり、エコツーリズムの観点である自然環境のみならず経営面などについての意識啓発を図ります。

４　健康長寿と子育て･弱者を支える｢結｣の村づくり～保健・福祉の充実～

（１）健康福祉の村づくりの推進

長寿復活を目指すために、若年・壮年層の健康意識改革の取り組みをさらに強化していきます。特定健診受診率向上と特定保健指導も引き続き行い、個別訪問の強化、各区を回り対象者への栄養・運動指導・健康相談等、丁寧に取り組むとともに、健康づくりの機運を高める施策の強化を図ることを目的に、名桜大学との連携を引き続き行ってまいります。

また、医療費削減、重症化予防を目標に、村民の健康に対する指針を示す「おおぎみ健康21」基本計画策定に取り組みます。

（２）児童・母子父子福祉の充実

安心して子どもを産み育てる環境をつくる為に、今年度も「出産祝金」を継続します。また、沖縄県

子どもの貧困緊急対策事業を活用し、子ども達への学習・生活支援を引き続き行い、現在活動しているぶながやっ子ハウスにおいて、支援員を増員するなど、子ども達の育成支援を充実させていきます。

平成29年度から「子ども・子育て支援室」を設置し、幼保連携型認定子ども園の導入に向けた取り組みと、今後の子育て支援策について積極的な取り組みを推進してまいります。

（３）障害者福祉の充実

平成28年度において、「第３期大宜味村障がい者（児）計画」（平成29年～平成35年）を策定致しました。基本理念を「ともに支えあい、ともに生きる地域社会」を掲げて、地域生活の基盤づくり、社会参加の促進、住みよい環境づくりと、適切なサービスの提供を供給できるように取り組んでまいります。今年度の取り組みとして、「気になる子ども達への支援体制づくり」を行います。保育所・幼稚園・集合場所等に専門員を巡回させて支援員・保護者に定期的に指導・相談を行います。

また、今年度は「第５期 障害者福祉計画」の策定の年でもあり、３年間の実施計画の策定に取り組んでまいります。

（４）高齢者福祉の充実

社会福祉協議会に事業を委託し実施した地域での居場所づくりで輪が広がり、村民相互で支え合う「結い」の活動場所ができました。引き続き「地域で支え合う体制づくり」を住民が主体となって展開できるよう支援を強化してまいります。包括支援センター、社会福祉協議会と連携して誰もが気軽にできる「長寿体操」を取り入れ、予防にも力を入れてまいります。

平成29年度は、高齢者の現状・ニーズを基本にサービスの充実を図るべく、「高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画」の策定に取り組んでまいります。

（５）保健医療施策の充実

景気の低迷や社会に蔓延する過度なストレス、悩みを抱える人の割合が増加しています。心の悩みを抱える人やその家族等を一人でも多く支援するため、「心の相談窓口」を、今年度も引き続き取り組んでまいります。

（６）国民健康保険の充実

平成30年度から、沖縄県が財政運営の責任主体となりますが、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業は引き続き村が行うことになっています。今年度は、その基本となる徴収率が大切な要素となります。「国民健康保険」は被保険者の相互扶助の精神に支えられ運営されており、村民の医療、その他の給付を行うのに重要な財源です。今年度は、国・県の補助金を活用し、「収納率向上特別対策事業」で徴収員を配置し、国民健康保険財政の健全化に向け滞納整理、徴収率の向上を図るとともに納税相談体制の充実を図ります。

５　歴史に学び人を育む文化の村づくり～教育・文化の振興～

（１）幼児教育の推進

子どもが健やかに成長するために必要な教育環境の整備を推進し、幼児一人一人の個性を大切にする教育内容の充実を図ります。また、保育所と幼稚園が連携する形の施設整備に向けた取り組みを行い、幼児教育から義務教育まで一貫した教育目標のもとに地域ぐるみでの子育てと教育を推進します。

（２）学校教育の充実

子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるとともに、社会で自立していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と体を兼ね備えた「知・徳・体」のバランスのとれ

た子どもを育む教育を推進します。

また、小学校から中学校まで連続した教育が可能となる学校運営の在り方を調査・研究してまいります。さらに教育内容を充実させるため学校施設、教材、備品等の整備拡充と校内の緑化を推進します。

中学校においては、平成29年度は総合学習の時間を利用して、１年生を対象にシークヮーサー製品の開発、販売等を実践するキャリア教育の充実を図り社会性を培う教育を推進します。

学校給食におきましては、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育の取り組みを推進します。特に小学校においては、平成29・30年度の２年間「食生活に関する教育実践校」として県の研究校の指定を受け、食に関する実践的な研究を行い指導の充実を推進してまいります。

（３）生涯学習の推進

情報化、価値観の多様化など社会情勢が変化する中で、一生涯学び成長していくことが重要であります。年齢や性別にとらわれず、いつでも自由に学べる機会として生涯学習に対するニーズは高まっており、村民の生涯の各時期における学習要求に応えられるよう学習情報や学習機会の提供の拡充・支援を図り、一人一人が村を誇りに思う心を育み、生きる力、生き抜く力などの総合的な力を身につけられるよう事業を推進してまいります。

多様なニーズに対応できる学習内容の充実を図るために、生涯学習コーディネーターによる生涯学習プログラムや琉球大学及び名桜大学と連携した公開講座の充実を図るとともに、多様な学習が展開できる村民文化センターや村民図書館（室）の整備の検討を図ります。

スポーツ・レクリェーションの推進については、これまで取り組まれてきた活動内容を充実させるとともに村民の健康づくりに向けた意識の高揚を図り、活動拠点の整備について検討を行ってまいります。

（４）地域文化の推進

村内に現存する数多くの文化財の調査を進め保全を図るとともに、有効な活用方策を検討してまいります。根謝銘グスクについては、中・長期計画を立て発掘調査を進め、以前より収集された資料も数多くあり、今後も発掘を行うことで貴重な資料等も増えることが予想されることから、資料館（室）を早期に整備する必要があり、学校跡地の有効活用を図ります。

地域文化の継承につきましては、大切な地域文化を将来世代へ継承するため、調査・記録保存を積極的に進め、地域における継承活動を推進・支援してまいります。

（５）村史編纂について

新村史編纂基本計画に基づき、これまで「シマジマ・ビジュアル版わーけーシマの宝物」「戦争証言集渡し番」、「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」の発刊と字誌編纂支援講座を行ってきました。平成29年度「民俗・ことば編」の発刊と「人と自然編」、「写真集」、「通史」等の資料収集を行ってまいります。

６　安全、安心な住みよい村づくり～生活環境の整備～

（１）インフラの整備

平成27年度に実施した大川川の推進策定計画等を基に、本年度も継続事業として、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備と、やんばるらしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上、さらに観光とリンクした大川川河川工事を行います。また、平成27年度からの継続事業で安全・安心な生活道路として、山間部の村道の減災対策及び景観の向上を目的に、危険箇所周辺の生い茂った雑木や

高木の伐採を塩屋住区にて行います。

道路橋については、平成28年度に実施した点検業務を基に、長寿命化計画を再確認し、以前の修繕計画と照らし合せて、修繕や架替等の優先順位を決め、予防的な修繕及び架替えを行います。

道路整備については、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の補助事業の採択を早めに実施していくよう取り組み、市町村道路網計画に謳われている安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進し、平成29年度は村道饒波石山線の工事設計を行い、計画に沿って随時道路改良事業を進めていきます。

簡易水道事業においては、ポンプ場の機械・電気計装設備等の老朽化に伴う更新を行い、施設管理の効率的な運営・有効率の向上、また、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため増圧ポンプ・電気計装設備・配水管等の布設替えを行います。

下水道事業においては、結の浜地域の公共施設、住宅・アパート及び産業振興関連施設の整備に伴い、汚水の処理能力の増設が必要なため、今年度県代行事業により膜分離装置等大宜味村浄化センター増設工事を行います。一方その他の地域では、浄化槽による下水処理となることからし尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進していきます。

（２）生活環境

昨年、本地域がやんばる国立公園に指定され、さらに世界自然遺産登録に向けて取り組まれている中、地域住民や観光客の安全確保、また、貴重な野生生物の保護と安全・安心な生活環境の向上を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を今年度も継続実施します。また、ゴミの不法投棄において、パトロールなど環境保全の面からも重点的に取り組んでまいります。

（３）消防・防災の推進

３・11東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に沖縄県防災計画が修正されました。それに準じ、大宜味村地域防災計画を見直してまいりました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うため、自主防災組織の育成支援をしてまいります。

結の浜地区の避難路につきましては、整備を進めてきたところ平成28年度で完成し、学校においては、既に避難路を活用した避難訓練が実施されております。

平成29年度におきましては、結の浜住宅地域の消火栓設置について整備を行っていきます。

（４）情報通信の整備

北部広域ネットワーク協議会と連携し、情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進してまいります。

（５）結の浜の整備推進

結の浜におきましては、平成28年４月から新生大宜味小学校・大宜味中学校が開設し、豊かな環境の下で児童生徒達が勉学に励んでおります。また、分譲宅地につきましては、50区画中、民間賃貸共同住宅の導入もあり、残り11区画となっており、引き続き分譲促進に努めてまいります。他の区画における土地利用について、産業振興と定住促進に寄与できる施策に取り組み、公共施設跡利用と事業の整合を図りながら、村民ニーズに則した住みよい村づくりを図ってまいります。

（６）移住・定住・交流の促進

結の浜分譲宅地の販売促進を図るとともに、民間活力による賃貸共同住宅等の誘致と空き家に関する

諸課題を整理し、活用可能な空き家に、移住・定住希望者を積極的に受入れられる環境整備と、交流拠点として活用ができる仕組みづくりに取り組みます。

むすびに

以上、平成29年度の施政方針を述べさせて頂きました。第５次総合計画を策定し村の示す10年後の人口目標を3,200人と定めています。平成27年度の国勢調査による村の人口は3,060人となっており、平成22年度からは161人の減少がありましたが、目標を掲げた現在、本日申し上げた施策を村民の皆様とともに一つ一つ丁寧に取り組み、本村の特性を活かした村づくりにより、老若男女、多くの方々が「大宜味村でよかった」、「大宜味村に住みたい」と思える村づくりに全力をあげて取り組んでまいりますので、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

なお、主要事業につきましては、別紙のとおり掲載しておりますのでご参照ください。

平成29年３月10日

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで平成29年度村長所信表明を終わります。

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１０時４０分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５０分）

---

**◎同意第１号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第６　同意第１号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　同意第１号　教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住　所　　大宜味村字塩屋351番地

氏　名　　宮城　貢

昭和33年９月17日生

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書等については、添付してございますのでよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎同意第２号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　同意第２号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　同意第２号　教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住　所　　大宜味村字津波1263番地

氏　名　　山城　豊

昭和56年７月１日生

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書については、添付してございますのでよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第７号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第８　議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）」の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出します。

内容につきましては、課長のほうから説明をいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

○　**総務課長（神里富松）**　議案第７号について説明いたします。

平成27年９月９日に、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、その施行期日を定める政令が平成28年12月26日に公布されました。その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成28年12月28日に公布され、平成29年５月30日から施行するとされたことに伴い、関係する条例を整備するものであります。

条例の整備の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、第19条第８号及び第26条が追加されたことに伴う、大宜味村個人情報保護条例（平成17年条例第２号）、大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）への新たな引用、引用している条、号ずれの修正となっております。

第１条では、大宜味村個人情報保護条例（平成17年条例第２号）の一部改正、第２条では、大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）の一部改正をそれぞれ規定し、附則で、平成29年５月30日から施行するとしております。

なお、説明資料に新旧対照表等を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第８号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第９　議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が施行されたことに伴い、本村の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

**○　議長（平良嗣男）**　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

**○　総務課長（神里富松）**　議案第８号について説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月２日に公布され、平成29年１月１日から施行されたことに伴い、関係する条例を整備するものであります。

改正の主な内容は、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護時間を無休とする規定などとなって

おります。

附則には、平成29年４月１日から施行するとしております。

なお、説明資料に新旧対照表等を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第９号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第10　議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が施行されたことに伴い、本村の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、課長から説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

○　**総務課長（神里富松）**　議案第９号について説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月２日に公布され、平成29年１月１日から施行されたことに伴い、関係する条例を整備するものであります。

改正の主な内容は、介護休業等の対象となる子の範囲の追加、育児休業が取り消された後に再度の申し出ができる特別の事情の追加、介護時間の新設などとなっております。

附則には、平成29年４月１日から施行するとしております。

なお、説明資料に新旧対照表等を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１０号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第11　議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村の職員の扶養手当に関する規定を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、課長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

○　**総務課長（神里富松）**　議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成28年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくもので、扶養手当額の改正となっております。

改正の主な内容は、扶養対象の子と孫の分別、配偶者の手当額の6,500円への引き下げ、子の手当額の１万円への引き上げなどとなっております。

附則には、平成29年４月１日から施行するとしておりますが、平成30年３月31日までの間の特例措置も定めておりますので、新旧対照表も一緒に御参照していただければと思っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１１号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第12　議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、職員の扶養手当に関する規定を整備したことに伴い、職員手当の均衡を保つ為、現業職員の給与の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、課長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

○　**総務課長（神里富松）**　議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成28年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくもので、扶養手当に関する規定を大宜味村職員の給与に関する条例と均衡を図るための改正となっております。

改正の主な内容は、扶養対象の子と孫の分別となっております。

附則には、平成29年４月１日から施行するとしております。

なお、説明資料に新旧対照表等を添付しておりますので、御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１２号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第13　議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の公布に伴い、大宜味村税条例等の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　**財務課長（知念和史）**　それでは内容について、補足して説明させていただきます。

まず、大宜味村税条例の一部を改正する条例を第１条と第２条に、平成26年税条例第８号にて改正した附則の一部改正を３条で改正する条例の３条立てとなっております。

主な改正内容について説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理と字句の削除、修正は省略させていただきます。

説明資料の新旧対照表で御説明いたします。説明資料の47ページから48ページをお願いいたします。

第１条の改正では、附則第７条の３の２では、個人住民税における住宅ローンの控除制度の適用期限を２年間延長する整備でございます。公布の日から施行いたします。

説明資料の48ページから50ページ、附則第16条では、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車に対して税率を軽減するグリーン化特例、現行の措置を１年間延長する整備でございます。平成29年４月１日からの施行となっております。

説明資料51ページ、第２条の改正となります。18条の３、軽自動車税に環境性能割が新設され、現行

の軽自動車税の名称が種別割と定義されたことによる、納税証明事項にかかる規定の改正でございます。平成31年10月１日からの施行となります。

19条では、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算することに伴う規定の整備でございます。こちらも平成31年10月１日からの施行となります。

説明資料52ページ、34条の４では、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴う規定の整備でございます。平成31年10月１日からの施行となります。

説明資料53ページから65ページ、軽自動車に係る自動車取得税のグリーン化機能の維持、強化をするため、平成31年10月１日付で、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割りを創設し、現行の軽自動車税は種別割とすることとされたことに伴う、規定の整備でございます。平成31年10月１日施行となっております。

説明資料の66ページ、第３条の改正では、平成26年条例第８号にて改正した附則の一部を、今回、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。こちらも平成31年10月１日施行となります。

説明資料に、新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１３号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第14　議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

大宜味村むらづくり応援寄附条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「教育・文化」を「教育・歴史文化」に改める。

附則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

提案理由

平成28年６月に策定された大宜味村第５次総合計画の基本目標に基づき、大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

御審議のほど、よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１４号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第15　議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例

大宜味村人材育成基金条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、スポーツ、文化及び教育行政等」を「、文化、スポーツ、産業、福祉等及び行政」に改める。

附則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

提案理由

人材育成基金条例の設置の内容に産業、福祉等を加え、人材育成を幅広い分野で行うため、この案を提出する。

よろしく御審議のほど、お願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１５号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第16　議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）において農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正され、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について、条例で定める必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（大城　武産業振興課長兼農業委員会事務局長　登壇）

**○　産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城　武）**　議案第15号について説明します。

この条例につきましては、農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの

です。

農業委員会の委員の定数については、５名とする。

農地利用最適化推進委員の定数については、７名とする。

附則としまして、この条例は、平成29年４月１日から施行する。

これまでにあります、大宜味村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については廃止します。

なお、定数条例の廃止に伴う経過措置につきましては、現在の農業委員の任期が平成29年９月30日までありますので、これについては従前の例によることになります。

御審議のほど、よろしくお願いします。以上で終わります。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１６号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第17　議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定及び関連委員の報酬の均衡を保つため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

**○　議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（大城　武産業振興課長兼農業委員会事務局長　登壇）

**○　産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城　武）**　議案第16号を説明します。

先ほどの議案第15号の中で、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例で、最適化推進委員がありますので、最適化推進委員についての費用弁償の月額を決定しています。

それと、農業委員会会長職務代理者についても、現在、職名としてはあるんですが、月額を当てはめていなかったために今回、職務代理者についても４万7,000円、月額を当てはめています。

附則としまして、この条例につきましては、平成29年10月１日から施行するということになります。

以上で説明を終わります。

済みません、失礼しました。費用弁償ではなくて、報酬です。済みませんが、訂正をお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１７号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第18　議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）

平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億1,555万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,365万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明いたします。

**○　議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

**○　副村長（島袋幸俊）**　議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、１億1,555万1,000円の減額補正となっております。

では、歳入について主な款で概要を説明します。１ページお開きお願いします。

１款村税312万3,000円の増額です。主に村民税個人分として115万円、法人分として117万3,000円の増額です。そして固定資産税80万円の増額となっております。

３款から７款、各交付金の増減額は、県の見込み額通知によるものであります。

11款分担金及び負担金84万7,000円の減額、保育料の減額であります。

13款国庫支出金789万4,000円の減額ですが、主に民生費国庫補助金の臨時給付金事業の減額、あるいは総務費、教育費の減額であります。

予算書、２ページをお開きください。

14款県支出金１億123万5,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金3,086万4,000円、そして社会資本整備総合交付金6,230万6,000円の減額であります。

16款寄附金2,500万円の増額ですが、むらづくり応援寄附の増額であります。

17款繰入金935万9,000円の減額ですが、財政調整基金取り崩し金の減額であります。

19款諸収入529万6,000円の増額、主に介護保険精算償還金の増額であります。

20款村債2,330万円の減額ですが、主に過疎対策事業債の減額であります。

以上、歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。予算書、次のページ、３ページお願いします。

２款総務費3,424万4,000円の減額ですが、主に結の浜安心安全な環境づくり整備事業の減額であります。

３款民生費1,477万円の減額ですが、主に児童福祉費1,201万9,000円の減額であります。

６款農林水産業費457万2,000円の減額ですが、主に新規就農総合支援事業の減額であります。

８款土木費6,823万3,000円の減額ですが、主に道路橋梁費の社会資本整備事業の減額であります。

予算書、次のページ、４ページをお願いします。

10款教育費1,444万6,000円の減額ですが、主に小学校の学校建設費の減額であります。

12款公債費529万円の減額ですが、主に利子の減額であります。

13款諸支出金3,517万2,000円の増額ですが、主に結い基金費積立金3,459万1,000円の増額であります。

14款予備費109万9,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

５ページには繰越明許費、６ページに地方債の補正を記載しています。

なお、詳細については、委員会で説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１８号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第19　議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,852万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億7,419万1,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

**○　議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

**○　副村長（島袋幸俊）**　議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の概要を説明します。

今回の補正は、4,852万3,000円を減額する補正でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書１ページ、お開きください。

４款国庫支出金、７款県支出金ですが、111万5,000円、同額の減額をしております。高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の決定額によるものです。

５款療養給付費交付金461万8,000円の減は、確定額によるものであります。

９款共同事業交付金4,352万3,000円の減額、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものであります。

11款繰入金194万2,000円の減は、保険税軽減分繰入金、保険者支援分繰入金の決定額によるものであります。

13款諸収入394万5,000円の増、そのうち390万9,000円は、第三者納付金分であります。

以上が歳入の主な概要です。

歳出の主な概要を説明します。２ページをお開きください。

２款保険給付費2,057万7,000円の減額は、一般被保険者療養給付費、退職者被保険者の実績見込みによるものです。

７款共同事業拠出金742万4,000円の減は、確定によるものです。

12款予備費1,981万6,000円となっております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、御審議のほど、よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第１９号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第20　議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳出予算補正」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、主に簡易水道管理費の執行見込みに伴う減額による歳出予算補正です。

なお、詳細については、予算委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２０号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第21　議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表歳出予算補正」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、公共下水道管理費の歳出予算補正です。

なお、詳細については、予算委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２１号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第22　議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,475万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容説明については、副村長のほうからお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

○　**副村長（島袋幸俊）**　議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の概要を説明します。

今回の補正は、12万5,000円の減額です。

歳入のほう、１款、４款のほうで減額してあります。８万1,000円と４万4,000円の減額になっており

ます。これはいずれも確定によるものであります。

そして歳出のほうで、２款のほうに12万5,000円減額しております。

詳細については、担当課長のほうから委員会等で説明させていただきます。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２２号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第23　議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算

平成29年度大宜味村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,864万1,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、６億円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

○　**副村長（島袋幸俊）**　議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

予算総額は30億4,864万1,000円で、前年度予算額32億9,099万2,000円に対し、２億4,235万1,000円の減額で、対前年度比7.4％の減となっております。

歳入について、主な款で説明いたします。予算書１ページをお願いします。

１款村税ですが、６億7,368万2,000円、対前年度比で629万円の減額となっております。村民税679万6,000円、軽自動車税221万3,000円の増額となっているものの、固定資産税が1,567万8,000円の減額となっております。

６款地方消費税ですが、4,527万6,000円で、対前年度666万4,000円の減額となっております。

予算書は２ページです。

９款地方交付税ですが、９億7,300万円で、対前年度1,700万円の増額となっております。

12款使用料及び手数料ですが、5,771万3,000円で、対前年度398万1,000円の増額となっております。主に商工使用料の増額となっております。

13款国庫支出金ですが、１億8,811万1,000円で、対前年度1,276万4,000円の減額となっております。国庫補助金の減額によるものとなっております。

14款県支出金ですが、４億7,785万7,000円、対前年度２億7,078万8,000円の減額となっております。主に社会資本整備事業補助金等による県補助金の減額となっております。

予算書３ページお願いします。

15款財産収入ですが、2,183万7,000円で、対前年度299万円の増額となっております。主に学校跡地貸付料の増額となっております。

16款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として7,000万円を計上しております。

17款繰入金ですが、１億2,918万2,000円、対前年度4,203万8,000円の増額となっております。主に結い基金の増額となっております。

19款諸収入ですが、5,850万2,000円で、対前年度449万9,000円の増額となっております。主にコミュニティ助成金の増額であります。

20款村債ですが、１億5,030万円で、対前年度１億4,720万円の減額となっております。主に学校プール整備事業に伴う過疎対策事業債の減額であります。

以上、歳入の説明を終わります。

続きまして、４ページ、歳出の説明をします。主な款で説明します。

１款議会費ですが、6,254万5,000円、対前年度40万9,000円の増額、旅費の増額であります。

２款総務費ですが、６億2,995万8,000円、対前年度2,762万6,000円の増額となっております。結の浜安心安全な環境づくり整備事業は完了したものの、低炭素社会構築事業及びむらづくり応援寄附特定業務委託料の増額となっております。

３款民生費ですが、７億2,346万9,000円で、対前年度6,334万円の増額となっております。主に幼保連携型総合施設整備基本設計等委託業務の増額となっております。

４款衛生費ですが、３億717万4,000円で、対前年度1,754万9,000円の増額となっております。主に塵芥処理費の増額となっております。

６款農林水産業費ですが、１億7,383万3,000円で、対前年度7,963万円の減額となっております。主に漁港建設費の減額となっております。

予算書５ページをお開きください。

７款商工費ですが、5,083万1,000円で、対前年度820万8,000円の増額となっております。主に観光費のエコツーリズム地域活性化支援事業の増額となっております。

８款土木費ですが、２億4,452万6,000円で、対前年度１億3,491万6,000円の減額となっております。主に社会資本整備事業の減額となっております。

９款消防費１億3,173万3,000円で、ほぼ前年度並みの計上となっております。

10款教育費ですが、２億2,310万円で、対前年度２億5,748万7,000円の減額となっております。主に小学校、中学校の学校建設費による減額であります。

予算書は６ページです。

12款公債費ですが、２億9,384万5,000円で、対前年度3,207万6,000円の増額となっております。

13款諸支出金ですが、１億8,417万7,000円で、対前年度8,129万8,000円の増額となっております。主に財政調整基金と結い基金への積立金の増額となっております。

14款予備費は2,131万1,000円計上しております。

以上で歳入歳出予算の説明を終わります。

７ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第２表地方債を記載しております。

また８ページから170ページに事項別明細書。171ページに地方債の現在高調書を。172ページからは給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で説明いたしますので、よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２３号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第24　議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億6,062万1,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

以上、内容については、副村長のほうからいたします。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

**○　副村長（島袋幸俊）**　議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を説明します。

歳入歳出総額６億6,062万1,000円で、対前年度比3.7％の減額となっております。

歳入について主な事項で説明します。予算書１ページお開きください。

１款国民健康保険税は6,186万9,000円で、対前年度318万4,000円の増額となっています。主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の増であります。

４款国庫支出金１億7,778万4,000円で、対前年度2,163万3,000円の減額となっております。減額の主なものとして療養給付費負担金の減となっております。また、平成30年度から県が財政運営の責任主体となります。制度関係業務準備事業補助金が209万5,000円計上しています。これは移行に向けてのシステム改修費に充てていきます。

６款前期高齢者交付金9,181万7,000円で、対前年度1,706万8,000円の増額となっております。

９款共同事業交付金１億7,230万9,000円、3,918万4,000円の減額です。高額医療費共同事業交付金で196万7,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金は3,721万7,000円の減額となっております。

予算書２ページお開きください。

11款繰入金は、8,148万6,000円で、対前年度8,019万7,000円の増額です。その他一般会計繰入金1,000万円の増によるものであります。

12款繰越金1,400万円で、対前年度500万円の増額となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。予算書３ページをお開きください。

１款総務費ですが、378万7,000円の増です。主なものとして、歳入のほうでも申し上げましたが、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることで大きく制度が変わります。その保険料の算定等のシステム改修で183万6,000円を計上しております。２項徴税費で、今年度より徴収員を配置して、徴収業務の向上に取り組むとして181万円計上しております。

２款保険給付費は３億5,745万4,000円で、対前年度2,021万5,000円の減額となっております。一般被保険者高額療養費の減によるものです。

３款後期高齢者支援金等が6,021万6,000円の計上で、対前年度51万6,000円の減額となっております。

６款介護納付金が3,100万5,000円の計上、対前年度223万4,000円の減額であります。それは平成28年度実績から出した数字です。

11款諸支出金は712万2,000円で、対前年度44万円の増額となっております。増額の主なものとしては償還金です。

12款予備費は、100万9,000円で、対前年度730万7,000円の減額となっております。

詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２４号の上程、説明**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第25　議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億9,341万6,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,800万円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

**○　副村長（島袋幸俊）**　議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要を説明します。

予算総額１億9,341万6,000円、対前年度4,919万6,000円の増額、34.1％の増額の予算となっています。

歳入について説明します。１ページお開きください。

１款使用料及び手数料は7,447万2,000円で、ほぼ前年度並みとなっております。

２款国庫支出金は、水道施設補助金の補助事業の計画があるため、対前年度3,000万円の増額となっております。

３款繰入金は、5,774万1,000円で、対前年度458万4,000円の増額となっております。

６款村債は、2,000万円で、対前年度1,500万円の増額となっております。

次のページ、歳出を説明いたします。

１款簡易水道総務費は8,089万6,000円で、対前年度1,322万6,000円の増額、増額の主な要因として一般管理費単独事業委託料の1,306万8,000円となっております。

２款簡易水道事業費6,117万8,000円で、対前年度4,492万5,000円の増額。増額の主な要因として、工事請負費の5,068万3,000円となっております。

３款公債費5,084万2,000円で、対前年度895万5,000円の減額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

15ページ以降に、地方債の現在高調書等を添付しております。御参照ください。

詳細については、委員会等で課長等から説明させていただきます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２５号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第26　議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算

平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,253万2,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700万円と定める。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

○　**副村長（島袋幸俊）**　議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明します。

予算総額3,253万2,000円で、対前年度929万6,000円の増額で、40.0％の増となっております。

歳入について説明します。１ページお開きください。

１款使用料及び手数料368万5,000円で、23万8,000円の増額ですが、ほぼ前年度並みとなっております。

３款繰入金2,184万2,000円で、対前年度205万8,000円の増額です。主な理由は、１款公共下水道事業総務費の一般管理費、処理施設等管理委託料の増額によるものです。

続きまして、歳出について説明します。次の２ページをお願いします。

１款公共下水道事業総務費1,604万3,000円で、対前年度226万9,000円の増額です。主な理由として、処理施設等管理委託料の増額によるものです。

２款公共下水道事業費703万4,000円、対前年度702万6,000円の増額です。主な理由は、県代行事業負担金によるものです。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

13ページに、地方債の現在高調書等を添付しております。御参照ください。

詳細については、予算特別委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２６号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第27　議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,440万5,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

（島袋幸俊副村長　登壇）

○　**副村長（島袋幸俊）**　議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明します。

歳入歳出予算総額3,440万5,000円で、対前年度20万1,000円の減額となっております。

歳入について、主な款で説明します。予算書１ページお願いします。

１款後期高齢者医療保険料1,777万9,000円で、ほぼ前年度並みとなっております。

４款繰入金1,628万円で、これもほぼ前年度並みとなっております。予算全体が、歳入全体が前年度並みとなっております。

続きまして、予算書の２ページをお願いします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金3,378万9,000円で、前年度より35万4,000円減となっております。あとは、ほぼ前年度並みとなっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎議案第２７号の上程、説明**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第28　議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は次のとおりとする。

（１）給水事業所数　１戸

（２）年間総給水量　7,300立方メートル

（３）一日平均給水量　20立方メートル

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款　工業用水道事業収益　481万1,000円

第１項　営業収益　29万4,000円

第２項　営業外収益　451万5,000円

第３項　特別利益　2,000円

支出

第１款　工業用水道事業費用　338万4,000円

第１項　営業費用　328万円

第２項　営業外費用　4,000円

第３項　予備費　10万円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第２款　資本的収入　5,000円

第１項　企業債　1,000円

第２項　出資金　2,000円

第３項　諸資本収入　2,000円

支出

第２款　資本的支出　5,000円

第１項　建設改良費　3,000円

第２項　企業債償還金　1,000円

第３項　予備費　1,000円

（他会計からの補助金及び負担金）

第５条　一般会計からこの会計への負担金は、277万円である。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

なお、委員会において、詳しい内容についての説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いします。

以上で提案説明を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

---

**◎報告第１号の上程、報告**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第29　報告第１号　平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第１号　平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成29年３月10日提出

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

---

**◎休会について**

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。議案検討のため３月13日、14日及び15日は休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって３月13日、14日及び15日は休会とすることに決定しました。

---

**◎散会の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

（午後　０時１８分）

# 平成２９年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第２号）平成29年３月16日

１．開議、散会の日時

開　　議（平成29年３月16日　午後２時00分）

散　　会（平成29年３月16日　午後３時27分）

２．出席議員（９名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番議員 | 大城佐一 | ６番議員 | 前田　孝 |
| ３番議員 | 仲井間宗利 | ７番議員 | 安里重和 |
| ４番議員 | 金城　勇 | ８番議員 | 吉濱　覺 |
| ５番議員 | 宮城辰徳 | ９番議員 | 東　武久 |
| | | 10番議員 | 平良嗣男 |

３．欠席議員（１名）

２番議員　新城一智

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 宮城功光 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大城　武 |
| 副村長 | 島袋幸俊 | 建設環境課長 | 新城　寛 |
| 総務課長兼村史編纂室長 | 神里富松 | 会計課長 | 山城咲代 |
| 総務課参事 | 大嶺　実 | 教育長 | 米須邦雄 |
| 財務課長 | 知念和史 | 教育課長 | 山城　均 |
| 住民福祉課長 | 宮平和美 | 選挙管理委員会書記長 | 神里富松 |
| 企画観光課長 | 福地　亮 | 監査事務局長 | 宮城　豊 |

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 宮城　豊 | 主任 | 前田　望 |

６．議事日程（第２号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 議案の訂正の申出について | |
| 2 | 同　　意<br>第　１　号 | 教育委員会委員の任命について | 質　　疑<br>付 託 省 略 |
| 3 | 同　　意<br>第　２　号 | 教育委員会委員の任命について | 質　　疑<br>付 託 省 略 |
| 4 | 議　　案<br>第　７　号 | 大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 5 | 議　　案<br>第　８　号 | 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 6 | 議　　案<br>第　９　号 | 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 7 | 議　　案<br>第１０号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 8 | 議　　案<br>第１１号 | 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 9 | 議　　案<br>第１２号 | 大宜味村税条例等の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 10 | 議　　案<br>第１３号 | 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 11 | 議　　案<br>第１４号 | 大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 12 | 議　　案<br>第１５号 | 大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 13 | 議　　案<br>第１６号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 14 | 議　　案<br>第１７号 | 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号） | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 15 | 議　　案<br>第１８号 | 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号） | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 16 | 議　　案<br>第１９号 | 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号） | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 17 | 議　　案<br>第２０号 | 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号） | 質　　疑<br>委員会付託 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 18 | 議　　案<br>第２１号 | 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 19 | 議　　案<br>第２２号 | 平成29年度大宜味村一般会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 20 | 議　　案<br>第２３号 | 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 21 | 議　　案<br>第２４号 | 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 22 | 議　　案<br>第２５号 | 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 23 | 議　　案<br>第２６号 | 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |
| 24 | 議　　案<br>第２７号 | 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算 | 質　　疑<br>委員会付託 |

---

**◎開議の宣告**

**○　議長（平良嗣男）**　こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後　２時００分）

---

**◎議案の訂正の申出について**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第１　議案の訂正の申出についてを議題とします。

本件について、訂正の理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　平成29年３月10日提出した次の議案を訂正したいので、大宜味村議会会議規則第20条第１項の規定により承認願いたく申し出ます。

１、訂正する議案。（１）議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）。（２）議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

２、訂正する理由。（１）議案第17号、金額の訂正による。（２）議案第21号、字句の漏れによる。

３、修正箇所については、（１）議案第17号、ページ、５ページ。第２表繰越明許費の６款農林水産業費、１項農業費、事業名、園芸ブランド機械整備事業、金額、1,500万円を６款農林水産業費、１項農業費、事業名、園芸ブランド機械整備事業、金額、1,400万円に改める。（２）議案第21号、鑑文２行目、平成28年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計予算（第２号）は、次に定めるところによる。を、平成28年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。に改める。

以上の点の訂正でございます。よろしく御審議お願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　これで訂正の理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正の申出について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申出については、許可することに決定しました。

---

**◎同意第１号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第２　同意第１号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　本村の教育委員の選任については、琉球政府時代さかのぼる教育委員会委員の公選制度の趣旨を踏まえて、現制度のもとでも旧小学校区割をした準公選制度として継承されてきました。これまで行われてきました選考については、村長は地域の代表である区長に教育委員会委員の推薦を地域の主体性のもとで依頼をしてきました。旧小学校区の区長を中心に有識者と選考を重ね、教育委員会制度をよく理解して、教育行政を推進できる最適任者を推薦してきました。今回、教育委員会の人選について、村長は区長に推薦依頼をしたのですか。それから現教育委員会は今月で任期満了になりま

すが、これまでに教育委員会の活動はもとより、恵まれない子供の里親を受けたり、教育相談など、親身に受けて、信頼できる地域の教育者の顔となっております。まだまだ地域からの待望もあり、今回の人選について、村長より何の相談もなかったと聞いていますが、本村や地域の教育の問題、課題と推進について必要と思うが、村長はどのように考えているのか。これは２号の同意案件も同じです。以上、その２点をお聞きしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　ただいまの吉濱議員からの質疑に対して、教育委員会任命については、旧各学区ごとに以前は区長や議員の皆さんに相談をして、推薦していただいていたということを私も承知であります。それで今回も区長を通して、一応、そういうふうな形で人選をしてほしいという要望をしております。これは１つには、やはり塩屋校区の場合、できるだけ女性の委員を希望したいという話もあって、これまでの経緯を見ていくと、どうしても塩屋校区は女性かなという思いがあったんですけれども、区長からの推薦の中で女性の方、何名か推薦があった方を当たってきました。それがみんな断ってきたものですから、最終的にはそういう、津波のほうが先になって、津波のほうの若いしっかりした委員候補がいたものですから、それについては先に決めてしまっていたもので、決めたというより、そういう推薦を考えていたものですから、塩屋校区はどうしても女性が起用できなくなって、男性という形で、区長と相談しながらこれはやっています。現在の委員の皆さんは十分できると思いますけれども、やはり学校や教育委員会との連携を今後図っていくためには、やはり若返りも必要かなという私の思いもあって、そういうふうな選考といいましょうか、そういう教育委員の任命に至ったわけであります。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　今、私が情報を聞いているものと村長が言っているもの若干変わるんですが、聞いていない区長もいるそうです。また村長も話をされていたんですけれども、津波校区の件については、これまで区長の方々は続投してもらいたいということで話していたそうです。それで塩屋校区についても聞いていない区長もいるということもあるので、その辺は村長が言っているものと、私は同じだとは思っていない。声かけられる人には声かけたかもしれませんけれども、実際は、区長の方々に集まってもらって、こういうことでやってもらいたいと。だから地域の、特に本村の子供の教育については地域から広く賛同が得られ、引きこもりや貧困などから派生する健全な成長を育む教育の問題を解決し、生きる力を育むことが大切だと考えますので、それで現教育委員も一緒になって考えていこうということが見えないということは、今、上がってきている２人に対しても大変失礼だと思います。やっぱり村長が選考して、ある一部の人と進めたんじゃないかなと私は考えております。それで実際、個々に当たったかもわからないんですけれども、私はこの問題については歴代の村長が慣行で、村長に権力を一極に集中しない、そして教育委員会制度を独立したものだと。それで今までの慣行としては区長を中心として、村長が区長の代表にお願いして、区長がみずから現委員にも集まってもらって選考していくのが私は本望と思いますが、再度その件をお聞きしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　その辺についても十分判断のもと、私は、上げているお二方はすぐれた、そういう教育問題についてもそれだけの識見を持った人だと思っております。今、提案されている１号についても、ＰＴＡ活動やいろんな形で頑張ってこられた、これからも十分やっていける方だという認識の

もとで、私はそういうふうに提案をしているわけであります。それで区長の話がなかったと、聞いていない区長もいたという話を聞いていますが、確かにその会合に参加できなかった区長もいたというのと、私のところに、津波校区でしたら３名の区長が見えて、そういう事情の説明を聞きました。だからそこで聞いていないという感じなのかという思いもしますけれども、私はこの同意案件については、彼らの実績からいっても十分に教育委員としての任命するに値するということで、今回提案しているわけでありますので、よろしく御同意をお願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　村長が今話されたこと、２人について、私もＰＴＡ活動も１人については一緒にさせてもらいました。とても積極的ですばらしいと思っています。もう１人については、私たちの子弟の年代に当たります。彼が一生懸命して、また地域で塾もしたり、後輩の教育について頑張っているというのもわかっております。その件は、村長が見た目とそんなにかわり映えないと思います。私が言っているのは、基本的には、やっぱりその区長の方々に、例えば区長会が終わったときにでもいいし、この件があるからみんなで話してくれませんかというような場所を積極的につくってもらって、自主的にやってもらうということをやってもらいたいと。村長が、私がこう思うからこの人どうですかというよりは、今までどおり、やっぱり区長や地域の方々が誰々に教育委員になってもらいたいというのを積極的に引き出すような方法をとっていただきたいと思います。今回は、残念ながらそれは、私はそういうことはやっているように見受けておりません。以上で私の質疑を終わります。

**○　議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

同意第１号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって同意第１号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第１号　教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって同意第１号　教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

**◎同意第２号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第３　同意第２号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　金曜日の初日のほうでも、この提案の免許の取得の年月日、差しかえする必要があるんじゃないかと連絡しておりますが、この件はどうなっていますか。差しかえする必要はないのかどうか。そのまま高校卒業した時期の年月日が免許取得の年になっている。その件どう、必要ないのかどうか。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　この件についても、総務課のほうから本人にすぐに連絡を入れて、差しかえするようにということでお願いはしております。本人のほうも翌日すぐ準備して持っていきますからという話でありましたけれども、この件については、経歴の差しかえは後にお願いしたいと思います。同意案件そのものについては問題はないと思いますけれども、確かに今議員がおっしゃるように、高校卒業と同時に教員免許が取れたという状況になっておりまして、これは大学卒業して後の免許取得ということでありましたので、本人も翌日すぐそういう話がありましたので、ひとつその辺は御理解いただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　そういうことで、報告がなかったから質疑したので、以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

同意第２号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって同意第２号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第２号　教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって同意第２号　教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

**◎議案第７号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第７号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第８号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第５　議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第８号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第９号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第６　議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第９号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１０号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１１号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第８　議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１２号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第９　議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１３号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第10　議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１４号の質疑、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第11　議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　この人材育成基金については、これまでもいろいろあったわけですが、やっとこの要綱についての改正がなされて、大変心強く思っておりますが、１つだけ確認したいのがありまして、この交付要綱の３条の第１項、そこにある大宜味中学校を卒業し、就学中のものとあるんですが、これは、小学校は大宜味小学校を出て、何かしらで、例えばこの周辺に転校した場合には、こういったものにはどういう対応をとるのか、その辺を１つ、１点聞きたいと思います。

あと、この２条の５項、講師の招聘に関することとあるんですが、これについて前の交付要綱について、いろいろ塩屋小学校で習字を習うというか、この先生を講師で招くということで、それに対して、この人材育成基金からこの講師の招聘として出すことはできないかということで、ことごとく断られたわけです。その辺の講師はどういうふうな、明確にこれもうたってもらって、これに関することが第３条の次は２ですね、２項、団体に当たっては、この習字のあれも、塩屋小学校学校ＰＴＡで要請したわけですね。そうしたら設立後２年以上経過しという、この項目でけられたわけなんです。じゃあ、このＰＴＡ活動というのは２年たっていないのかということで質問したんですけれども、なかなかこの捉え方が、現に活動を活発に行っている大宜味村の団体であるということであって、その辺のかかわりで断られてきたので、その辺の意味合いを、捉え方を今で説明してもらいたいと思います。以上、まず２点よろしくお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　今、大城議員の２つの点の質疑があったと思います。

まず、小学校をこっちで卒業して、中学校はほかの市町村に行った場合ということがありました。こ

れは基本的に、例えば中学校でいい成績を残して、ほかの高校あたりから呼ばれたりして、そういう人たちを救ってあげようということもあって入れております。

そして２番目の、２カ年の話もあったんですが、やはりこの講師の招聘に当たってというのはこっちで営業的なものに対してはできないと思うんです。この団体の育成、そういう形ではできると思います。ただ年数が２カ年はどうかという話もあったんですが、そのあたりは対象者として第３条の第４号、その他村長が特に必要と認めるもの。そのあたりで救っていけると考えております。そのあたりはケースバイケースがあって、一概にこれはできます、できないというのはこっちで答えることはできないんですが、その他村長が特に認めるということになっておりますので、そのあたり審査委員会も今回別個に、審査委員会の要綱等もつくって、審査会の設置要綱も設けておりますので、そのあたりで議論しながらそういうものは、特に村長に認めるということに値するものであれば、そのあたりで救っていければと考えております。

**○　議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

**○　１番（大城佐一）**　今の答弁で、大宜味村で生まれ育って、小学校までは頑張ってきたという子供を、何かしらの事情で転校して、これが副村長が言ったみたいに、すぐれた競技者になった場合、そういったものも、こういった生まれ育ったからには多めに広げて、もう少し救ってもらえればどうかと思っておりますので、その辺を寛大な気持ちで助成できるような方向で持ってきたらと思っております。

あと今一番、招聘の問題ですが、この２条にもあるんですけれども、３条にもあるんですけれども、村長が特に必要と認めるものということで、これは良いことは、今言ったわけですね。この部分で救ってあげると。逆に言えば、皆さんもわかるとおりいろいろあったんですが、これを悪用することもできたわけです。この文をもって。だからその辺のものはきちんと、今、審議委員会も、審議要綱も別個に設けておりますので、そこはもうこの委員を、審査会の委員は村長が任命して、副村長、教育長、あと課長ですね、やってもおりますので、その辺はきれいに、こういう誰々が認めたものというものに対しては厳しく審査できると思いますので、その辺はほっとしているところでありますが、もう少し、本当に大宜味村の子供たちが頑張っていくためにつくったこの基金でありますので、ぜひ寛大な解釈をして、あまりこういった、やはり要綱はなければいけないんですが、あまり厳しくしても子供たちの成長にも何か影響が出たら困りますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと１点、この８条、私はこの実績報告書というのは余り、何と言うか、汚い言葉でいえば気にくわないわけですね。やっぱり助成するからにはこういった、書類上は出さなければいけないんですが、例えばこの子供たちが全国大会へ行って、全国でいろいろ活躍して帰ってきたと。そうした場合のこの報告会をもってもらえれば一番いいんですが、収支決算書を出しなさいということで添付書類があるものですから、その辺がどういった収支決算を出すのか、その辺を１点。

あといいことを言えば、この様式が今回は様式８号まで全て出されておりまして、旧人材育成、今の例規集には１号、２号だけ記載されて、３、４号は省略とあるんですが、この意味がちょっと理解できないんですが、やはり例規集にはきちんとした例を、８号までもきちんとありますので、こういったところは入れていただきたいと思っておりますので、今後とも、大宜味村のためにこの人材育成基金が、本当に子供たちのためにうまく利用し、また活用できるように願ってこの質疑を終わりたいと思います。何か一言あればよろしくお願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　総務課長兼村史編纂室長。

○　**総務課長兼村史編纂室長（神里富松）**　大城佐一議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、助成金の収支決算書、流しっぱなしではやっぱりいかないですよねというところなんですね。要は、この助成金がそのようにあったかどうかはここでしか見られないと。たとえ口頭による報告であっても書類上ないとやっぱり難しいんじゃないかと。実際に行かれて、この助成金を受けた目的ですね、あるいはその使用状況、やっぱり把握しておかないと村の監査あたりでも指摘を受けるんであれば、やっぱりまずいですので、ちゃんと実績の中で収支報告書みたいな形でとっておく必要があるなというところで様式等を定めています。受ける団体あるいは個人がかなり苦になるような様式とかであれば大変なんですが、領収書あたりを添付してさっとわかるような形のものでいいかと考えております。

それと、様式の話でしたけれども、現時点の条例に３号、４号が示されていない部分があったんですが、これは改正のときに何らかの形で省略という言い方をしたものがそのまま残ってしまったんじゃないかという思いですね。今回は、一連ちょっと流れで様式を８号、９号までつくってあるんですが、わかりやすいようにという形を考えてつくってみました。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　大城議員のほうから多くの人にそういう恩恵を与えてほしいという趣旨だと思います。そのあたりは十分承知のところなんですが、やはり限られた財源ということもあって、そのあたりは先行する審査委員会の中でもそのあたり慎重にしていきたいと思います。例えば小学校をこちらで卒業して、その後、大宜味と疎遠の方あたりもできるのかという、そのあたりもあるんですが、そういうものはケースバイケースで、本当に大宜味で育った子供たち、例えばスポーツ関係だったら大宜味の環境の中でいい選手に育った、そういう方たちは応援していきたいんですが、こちらの小学校から転校して、ほかの市町村で育ってもらったというのはどうかというのもありますので、そういうものは出てきた時点でちゃんと審査していきたいと思います。

それとやはり、この負担金、補助及び交付金というのは実績報告は当然にあるべきだろうと思いますので、この要綱のとおりそういう実績報告は求めていきたいと思います。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　１点だけ確認しておきたいんですが、前回の交付の場合に、当時の教育長が会長になって、同一の方に交付があったということで一般質問かれこれ四、五回も議員といろいろやりとりがあったんですが、今回のこの改正によっては、いわゆる双方代理禁止規定のものをきちんと解除できるというようなお考えで改正になったと思うんです。双方代理禁止規定というのは皆さん御存じのように、自分が自分のものをやるということがいかないというのが双方代理禁止規定なんです。例えば村がこの土地を購入すると、この土地は村長の名義であると、その場合は村長が購入することはできないでしょう。それが双方代理禁止規定なんですよね、自治法上の規定がありますから、今後そういうことが出てこないというように考えてよろしいでしょうか。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　今までの規定の中では、審査委員会の中で審査して、審査委員会のほうが決定して、審査委員会のほうが補助金を出す。そのあたりが非常にまずいだろうということもありまして、公金ということで、村長名で交付しなければいけない。そのあたりが前提となっております。審査するところと交付するところ、はっきり区別しております。そういうことで前田議員もおっしゃるとおり、そのあたりは明確にできると思います。

○　議長（平良嗣男）　６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　確認はしておきたいんですが、前回の人材育成の交付で、前教育長にあった経過は皆さん御存じですね。あれは双方代理禁止規定に抵触するというようにお考えですか。それは大変、皆さんお答えが厳しいだろうと思います。私は、これは双方代理禁止規定に当然該当すべきものだと思うんです。今そういう話をすると、後から皆さん法律でも調べられたら結構です。ですから先ほどそういう質疑をしているわけですが、その辺、本会議でちょっと声を出しておきたいということで急遽質疑したわけですが、これに対しては答弁はいらないんですが、今後ひとつ、その点。この問題だけじゃないんです。村の行政全般においてやっぱり双方代理禁止規定ということはいつも念頭に置いておかないといけないという、契約以下いろいろありますから、そういうことでひとつ老婆心ながら申し上げておきたいと思います。質疑終わります。答弁いらないです。

○　議長（平良嗣男）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１５号の質疑、委員会付託**

○　議長（平良嗣男）　日程第12　議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１６号の質疑、委員会付託**

○　議長（平良嗣男）　日程第13　議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

**◎議案第１７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　議長（平良嗣男）　日程第14　議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　それでは確認だけしておきたいと思います。

予算書47ページ、お願いをいたします。10款５項３目の文化財保護費のところですが、その中で13節委託料324万7,000円が補正減となっているわけです。これは根謝銘グスクの測量調査業務委託料という

ことですが、４月１日から学芸員が配置されて、期待はしていたわけですが、今度補正減ということで大変残念であります。その予算説明書の内容を見てみますと、国庫補助事業が不採択になったために減額だということになっているわけですが、その不採択になったいきさつについて１点だけお伺いをいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　教育課長。

○　**教育課長（山城　均）**　それでは前田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、４月１日から学芸員としまして主事という位置づけではあるんですが、採用されまして、今後の文化財の振興について大いに期待をしているところでございます。今回の予算の減ということになりますが、これにつきまして今回平成28年度において、国庫の補助を受けまして、根謝銘城址の測量調査委託事業等を行うことで、県との調整等を行ってきておりました。当初の事業申請というところには、当初から乗っかっておらずに第４次の交付申請のほうからスタートしまして、県と６月、第４次の補助の申請ということで調整してまいりました。その後も８月の調整、それから教育長が直接足を、３回とも足を運んで一緒に県との調整をしてきましたが、最後の11月ということで三度の調整を行ってまいりました。この事業が今回採択に至らなかった大きな理由としましては、４月14日に熊本地震が発生しまして、急遽国の文化財予算が熊本県の復興のほうに予算として扱いたいということがありまして、その状況の中、大宜味村に対して県を経由して平成29年度の事業としてやっていただきたいと。その中でも村としてはどうにか今年度も少しでもいいのでできませんかということで、先ほど申し上げました三度の要請も行ってきましたが、結局平成29年度ということになりまして、この平成29年度の事業についても新年度予算のほうに計上していますが、現在、平成29年度事業として、もう現時点で補助金申請を行っております。記録から見ますと、11月14日に事業計画を提出しまして、それが認められまして、県が文化庁との直接のヒアリングにおいても認められまして、申請してくださいということになりまして、２月６日付で平成29年度事業としての補助金申請を行っておりまして、年度を明けましたらその事業が正式に決定する予定ということになっておりますので、今回不採択ということで予算を減しましたが、大きな理由としましては熊本地震の復興に予算がいったという状況の中での、国の方針によるものにございます。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第１８号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第15　議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

（第４号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第１９号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第16　議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２０号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第17　議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２１号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第18　議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　２時５０分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時００分）

---

**◎議案第２２号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第19　議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　それでは29ページお願いいたします。

15款財産収入、１項財産運用収入の中の１目財産貸付収入、１節財産貸付収入、その中の５として学校用地貸付料が旧喜如嘉小学校と旧津波小学校の２校分で353万2,000円が計上されているんですが、前の１月26日の学校跡地利用についての中間報告を求めたところ、委員会室で配られた資料によりますと、旧喜如嘉小学校はお菓子づくりの販売とかワインづくりの会社を予定していると。旧津波小学校では、アカジンの陸上養殖などを行う会社ということで資料もいただいているわけですが、この２校についてものは予算が７カ月分計上されているんです。そうすると７月からの収入を予定されているというように見ているわけですけれども、この２社との契約はいつごろ予定されているのか。そして旧塩屋小学校と旧大宜味小学校についてはどのようにお考えなのか、その辺を含めてお答えいただけたらと思うんですが、ひとつよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　ありがとうございます。前田議員の質疑にお答えしたいと思いますが、まず、説明資料のほうの10ページになりますけれども、こちらのほうに９カ月分予算を計上させても

らっております。こちらの９カ月分というものは、契約以降のものになるんですが、この業者を決定させていただいたのが、交渉権者と決定させていただいたのが１月。１月以降、文部科学省のほうに財産処分の手続というのがありまして、それが最低３カ月かかりますということであって、今手続をやっている最中で５月以降になるだろうということを踏んでいます。なので、４、５、６ということで３カ月を置いての９カ月分ということで今見込んでいるところであります。ただ、今業者とは交渉中ということで、内容ももう少し細かくしながら、それが決まりましたら皆さんのほうにも報告させていただいて、各校区のほうにも説明会等をしながら契約にしていきたいと思っております。

それから大宜味小学校と塩屋小学校ですね、塩屋小学校のほうについては１月26日も報告をさせていただきましたが、まだ決定はそのときはしておりません。これは平成29年度に公募をかけていこうかということで検討しておりますので、またそのときに報告させていただきたいと思います。大宜味小学校のほうについては、町内の委員会等で教育委員会のほうが今後指導していくということで決定しておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。４番　金城　勇議員。

○　**４番（金城　勇）**　今の前田　孝議員と同じところですけれども、例えば、今交渉中であると、この業者と交渉がうまくいかなかった場合に、また再募集とかあり得るのか、今までに応募した中からまた交渉して進めていくのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　ありがとうございます。金城議員の質疑にお答えいたします。

もし、うまくいかなかった場合ということであるんですが、その場合には基本的に公募をかけていきます。公募は今まで応募をしていただいたところ、事業計画があったところもあるんですが、そういったところも含めて公募をかけますので、再度の公募になります。同じような申し込みになるかもしれませんが、そちらも公募でやっていくということになります。そういう計画です。

○　**議長（平良嗣男）**　４番　金城　勇議員。

○　**４番（金城　勇）**　交渉の件はわかりました。それで交渉する場合に、今まで地域からの声が、相当要望とかがあったと思うんですが、その交渉権を得た方々に、そういう地域の要望とか希望あたりも伝えているのか確認したいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　ありがとうございます。この地域のほうからの要望、学校基本方針にも載せてありますが、そちらのほうも話をさせていただいております。今内容についてはどうするということではないんですが、そういう要望をしながらこちらとしても地域の方と寄り添うような形で事業を展開してもらいたいということも伝えながら交渉を進めているところであります。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　産業振興課長に聞きます、農業委員会事務局長としてですね。地域の耕作放棄地の対策協議会はですね、事務所費措置の使用料は現在支払いされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。そこは予算書を見てもわからないものだから、どこで払われているのか。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　予算のほうには計上しておりません。耕作放棄地も村の行政の１つの行政の一環として捉えて、そのあたりは使用料等が発生しないものと解釈しております。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　これは、なぜこの質疑をしたかというと、実は前農業委員会の局長が平成26年３月に、これは休憩中に話をしたものだから記録も別に何も残っていないんですが、今あえて質問したのはこの記録に残すために質疑しているんですが、このときにいろいろ一般質問の中で耕作放棄地の事業内容をいろいろ質問したら、役場とは関係ないからということで答弁拒否したわけです、拒否というか、答える必要がないと。関係ない仕事には答える必要がないと全て拒否したわけですね。そうすると、役場と関係ない組織が、役場に置くからには事務所へ払わないとおかしいんじゃないかと言ったら、前局長は啖呵を切るように「払えばいいんでしょう」と言ったわけです。これは議員の皆さんもみんな聞いていると思います。ああいう言い方までして、耕作放棄地の中身の内容を全く関係ないから拒否しているわけですから、その組織があるということは支払うということを言っているものだから、なんで支払いしないのか。これは今見るとあれですよ、まさしく、去年の総会資料を見たんですが、何で役場と関係ない組織で、これは副村長も会長になっているわけですが、事務局長も産業振興課長、監査委員も財務課長と会計課長、みんな役場がかかわっているんですね、事務局員が産業振興の係長、これはみんなかかわっているじゃないですか。ということは、この耕作放棄地対策協議会に対する一般質問も通告できるのか、その辺もやっておきたいと思いますが、これは予算計上しない、やると言ってやっていない。これ例えば変な話、塩屋の成人会の組織を、これは耕作放棄地だから農業関係、産業振興課だけれども、成人会だから教育委員会でやっていると思うので、これは教育委員会で組織持った会長もお願いしますということでできるのかですね、全く同じようなことですよね、今のあれはね。これははっきり前の農業委員会の事務局長は全く関係ないとはっきり言っている。一般質問でも答弁しているから。こういう組織というのははっきりさせて、この中身についても十分村民がわかるようなあれで持っていかないと。組むと言った予算も組んでいない。去年の耕作放棄地の総会資料を見てもこれが出されている節もない、この予算書にもない、これはなぜなのか、局長、こういういきさつわかりますか。ちょっと答弁お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城　武）**　先ほどの質疑にお答えします。

平成27年度から一応農業委員会事務局長という形でやっているんですけれども、その平成27年度において、これまで農業委員会のほうに事務局を置いていたんですが、平成27年度４月からは産業振興課のほうに事務局を置いて、業務の１つという考え方で業務を行っています。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　今回、村長の施政方針の農業の振興の中ではっきりと耕作放棄地の解消と耕土流出防止を図りながら推進していきますというのを言っております。そういう意味で、やはりそれは行政の一環として当然な業務ということも含めて、今回使用料等、そういうものが発生しないと解釈しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　これ業務の一環であれば理解できますよ。前局長が全く関係ないとはっきり、一般質問でも答弁しているから、このときは農業委員会の会長ですか。役場とは全く関係ない仕事だからと言ったものだから、じゃあその辺、事務所の使用料、電気料、水道料、コピー使用料、いろんな消耗品、これは役場のものを使っていると思うんですね、いろいろ。だったら関係ない組織がいろいろ

使っても何とも言わないというのはどういうことかということで、私は相当疑問に思いますよ、これ。今、答弁では、産業振興課長も副町長も、施政方針で役場の業務の一環であるとはっきり申し上げているので、これは当たり前に、議員としての中身についても質問できるということですよね。前までは全く別の組織でほかの組織までは一般質問では介入できないと思うんですが、今の答弁では、これははっきり、中身に関しても一般質問できるということを確認したいと思いますが、お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　団体に対する質問ではなくて、村長の業務の一環としてのそれに事務局あたりもそこに置いているし、そのあたりからの関連ではできるとは思います。直接団体に対しての質問はどうかと思っております。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　91ページ、４款１項６目13節委託料、最後ですね、次のページの頭になりますか、火葬場の業務、機械、設備等の管理委託料、この件、去年も話して複合広域一部事務組合でやったらどうですかと、経費節減の一環としてできるんじゃないかということで質問したら、村長は検討していきたいという前向きな回答を得たと思います。それでこの１年間、どういうふうに検討されているのか、また同じような形で予算計上されているものですから、その辺を説明していただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　昨年、その件についての質疑がありましたので、私としてはそういう国頭行政事務組合として連携できるような事業ではないかということで答弁して、三村長で話もしております。だけどやっぱりちゃんと行政事務組合でやるということまではまだ至っておりません。やはり今後も積極的にそういうものについては連携していこうという話を進めていこうということは一応確認をしております。その辺、御理解いただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　先月でしたか、今月でしたか、村の火葬場で葬儀がありました。やっぱり風の強い日、いろいろ使用度の問題もあります。そういう意味でも広域化も、また建てかえもスピード感を持ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２３号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第20　議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題

とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２４号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第21　議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第24号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２５号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第22　議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２６号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第23　議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第26号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**◎議案第２７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第24　議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第27号については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

**○　議長（平良嗣男）**　お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　３時２１分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時２６分）

---

**◎諸般の報告**

○　**議長（平良嗣男）**　これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

**◎散会の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

（午後　３時２７分）

# 平成２９年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第３号）平成29年３月17日

１．開議、散会の日時

開　　議（平成29年３月17日　午前10時00分）

散　　会（平成29年３月17日　午後２時33分）

２．出席議員（９名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番議員 | 大城佐一 | ６番議員 | 前田　孝 |
| ３番議員 | 仲井間宗利 | ７番議員 | 安里重和 |
| ４番議員 | 金城　勇 | ８番議員 | 吉濱　覺 |
| ５番議員 | 宮城辰徳 | ９番議員 | 東　武久 |
| | | 10番議員 | 平良嗣男 |

３．欠席議員（１名）

２番議員　新城一智

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 宮城功光 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大城　武 |
| 副村長 | 島袋幸俊 | 建設環境課長 | 新城　寛 |
| 総務課長兼村史編纂室長 | 神里富松 | 会計課長 | 山城咲代 |
| 総務課参事 | 大嶺　実 | 教育長 | 米須邦雄 |
| 財務課長 | 知念和史 | 教育課長 | 山城　均 |
| 住民福祉課長 | 宮平和美 | 選挙管理委員会書記長 | 神里富松 |
| 企画観光課長 | 福地　亮 | 監査事務局長 | 宮城　豊 |

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 宮城　豊 | 主任 | 前田　望 |

６．議事日程（第３号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 一般質問 | |

---

**◎開議の宣告**

**○　議長（平良嗣男）**　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

**◎一般質問**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第１　一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

---

◇　前　田　　孝　議員

**○　議長（平良嗣男）**　再度、アカシッタイ湧水からの取水の現状等について。６番　前田　孝議員。

**○　６番（前田　孝）**　再度、アカシッタイ湧水からの取水の現状等について質問をいたします。

本件については、昨年12月定例会において取水計画時から上原区や地権者との経緯について質問をいたしましたが、その後度々新聞報道がなされております。その新聞報道内容だけでは現状を十分把握するには至っておりませんので、次の点についてお伺いをいたします。

まず第１点目に、１月７日報道の見出しにあります「大宜味村また無断取水」「抗議受けポンプ撤去」についての経過等について説明をお願いしたいと思います。

２点目に、２月10日報道の上原区へ「大宜味村取水村が謝罪」についての謝罪文書の内容について説明をお願いいたします。

３点目に、２月21日上原区との協議がなされたようですが、その協議内容について説明をしていただきたいと思います。

４点目に、安根川流域からの水源地確保のため、12月定例会の補正で予算が計上されましたが、その水源地調査の進捗状況と安根川流域からの取水の見通しについてどうなっておりますか、御説明をお願いいたします。この４点についてお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　前田議員にお答えいたします。

まず最初に、１月７日の報道の件については、担当課長からの報告を都度受けておりましたので、その状況についてですが、昨年11月末から水量が減ってきており、12月末、企業支援施設への送水タンクの状況を担当職員で観察、点検を行っていたもので、大晦日の夜と元日の朝の点検において、タンクの貯水量が底をつき、企業から給水されていないとの連絡を受けております。午前８時ごろアカシッタイの施設を確認し、取水するパイプまで水が達していないことで導水されなくなっていたと原因が判明されました。企業への送水は必須であり、喫緊であったため、時節柄もあり、企画観光課長の判断によりポンプを調達し、取水施設枠の横から漏れている水をポンプで汲み上げ給水したものです。その後、給水方法として、この状況は継続できないことと、太めのホースを使ったサイフォンの原理という方法を用いた取水方法に切りかえを予定していた１月６日、その日、上原区長からの通告を受けました。その日の朝に上原区長には連絡を行って、現状の説明を行い、予定していた取水方法に切りかえ、撤去を

行っております。

２つ目の２月10日報道の「大宜味村取水村が謝罪」についての内容につきましては、２月６日付で上原区長宛にアカシッタイ湧き水池について協議依頼として提出させていただいております。内容としましては、これまでの経緯等を報告させていただきながら、事業計画の時期からこれまで幾度かの調整がなされてきているにもかかわらず、最終的な条件と整備も含めて、契約行為が未完であることの行政としての調整不足もあり、現状に至っていることをおわび申し上げた内容であります。また、企業支援賃貸工場へは、安定した水の供給が必要となっていることから、新たな水源地確保の調査を進めていること。現状の問題解決に向けての協議、企業支援事業としてアカシッタイ湧水の継続使用について、新たな水源地確保についてなど協議を図らせていただく内容になっています。

３つ目の２月21日の協議内容についての質問ですが、２月21日午後７時から上原区公民館にて企画観光課長、企画係長が上原区を初め、ほか４名で構成されております上原区の処理委員会に対し、上原区長から原状回復についての通告の件や、村で検討している新たな水源地確保について、またアカシッタイの湧水の今後の使用について上原区長から要求がありました。水量減の原因究明について、フェンスの解除について村の考え方を説明させていただきました。

４番目の安根流域の水源地確保のための水源地調査の進捗状況と取水の見通しについてお尋ねでありますけれども、この件については、水源地調査については、年末年始にサーウイから河川になっている部分を安根川下流に向けて現地踏査を行い、数カ所の候補地を確認し、簡易な水量調査を行いました。その中で水量の多いと思われる湧水があり、ＧＰＳを使い、土地の現況図と照らし合わせたところ、その部分が民有地になっており、地権者との交渉を行ったところで、現在調整中であります。現在確定はできておりません。ほかの見込みのある箇所を絞り調査中です。今回の補正において、明許繰越として計上させていただいております。以上です。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

**○　６番（前田　孝）**　今、お答えいただいた、御説明いただいたんですけれども、現状は上原区から原状回復を求められているということは12月のころから変わっていないということで御理解をしてよろしいんでしょうか。

**○　議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

**○　企画観光課長（福地　亮）**　原状回復の件ですね、２月21日に協議というか、こちらから村の考え方を説明させていただきました。その中において上原区の処理委員会の中からも原状回復のほうで上原区のほうが求めているということでありました。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

**○　６番（前田　孝）**　原状回復を求められているということは、アカシッタイからの取水は使えないというふうに判断されるんだろうと思うんですが、それで12月の補正で安根川流域からの調査ということになってきているだろうと思うんですね。しかし、それがまだなかなか進んでいないと、繰越明許費で計上しているということですね。これ見通しはどうかということで、非常に厳しいんじゃないかという感じもするわけなんです。また、安根川流域の、その民有地の調査をしようとしたときに、この地権者に、この調査に協力してくれるなというようなことを、私は側聞をしているんですよ。何で調査までそういうことにやってくるかなということで、うわさに聞いてないはずですがね、だから私は側聞と表現しているわけですが、そうするとこの安根川流域から繰越明許してやって、いつごろ取水できるかと

いうことが、めど立たなければいけないと思うんですよ。そのめどはいつごろ立つかということは確認をしておかないといけないと思うんですが、大体繰越明許しているわけですから、繰越明許費はいつまでの使用期間だということは、皆さんも当然わかるはずですよ、予算の処理上は。その辺、調整中ということなんですが、めど立ちそうですか。安根川流域からの取水についてめど立ちそうかどうか。この点、お答えいただきたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

**○　企画観光課長（福地　亮）**　今、繰越明許をしてめどが立つかどうかということでは、確定できることはまだ言えませんが、３月の年度末の時点で上原区のほうにも説明をさせていただきながら、今、方向性としてはめどが立てるんじゃないかなということも調査して、その中で事業計画としても工法的なところも勉強させてもらっていますので、それもある程度見据えた中で報告させていただいて、ただ、原状回復というところではすぐではないんですが、またこれからも、上原区とも調整させていただいて、繰越事業、できれば７月ぐらいまで、６月の補正には何らかの形で上げさせていただきたいと思っております。

**○　議長（平良嗣男）**　前田　孝議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

６番　前田　孝議員。

**○　６番（前田　孝）**　発言の許可大変ありがとうございます。

私これは、安根川からの取水についても非常に厳しいだろうという見方はしているんです。その安根川流域からの取水も厳しくなれば、今、企業はじゃあどうするかということの、一番心配なんですね。結局操業できなくなる可能性がある、水がなければ。そうすると、安根川流域からのものでも、まだ進まないその間はどうするかということになれば、ほかの方法も考えなければならないと思うんです。例えば村営水道から給水するか、いろんな、多面的に考えなければ企業活動が滞っていくだろうと思うんですね。その辺もひとつ検討の余地はあろうかと思っております。

そこで最後になりますけれども、そこまでこの取水問題についてこじれてきているわけなんですが、副村長は当時、担当課長であって、そういう経緯よく御存じだと思うんですが、現状見て、お感じの点がありましたら最後にお伺いして質問を終わりたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　副村長。

**○　副村長（島袋幸俊）**　今回の企業支援施設については、12月議会で必要性を説明してきました。村の過疎化、その対策において企業誘致は絶対必要ということもあり、そして村の活性化にそれが絶対つながっていくということも含めて誘致してきました。そしてこの安根川を、アカシッタイをまずターゲットにしたものは、非常にいい水が海にずっと流されている。それが活用されていない。そういうことも含めて、それは活用すべきだろうということで誘致してきました。そういうことで絶対企業支援施設への水の送水というのは絶対不可欠であります。12月議会でもずっと説明してきたんですが、私たちは契約はされていないんですが、決して無断で水を工場へ送水してきたということはないと思っております。その中で区民からも自分のほうに同意はあったよねという。そして村のために頑張ってくれという声もあります。また、前区長のほうともそういう話をしております。本人も非常に責任を感じてはいるんですが、同意があってこれまで見返り事業とか、そういうことについて話はしてきたということをずっと言っております。２月の部落常会のほうでも自分のほうから、１人の区民として、部落民は本当

にこれが、村が全く無断でやってきたのか。それとも同意はあったんだが、最終的な契約がされていないのかという質問をしました。区民からのそういう回答をもらいたかったんですが、その中で区長のほうがなかなか区民の意見を聞くような状況ですね、そのあたりが何か知らないんですが、ちょっと、20分間村の行政の批判だけして、区民の声を聞くことができなかったんです。最後に区長経験者のほうから同意はあったということを聞きました。そういうことでも、やはり同意はあったということで、ぜひこの企業支援施設の安定的な送水は考えていきたいと思います。さっき前田議員のほうから水道からの送水という話もあったんですが、そのあたりはやはり金もかかるし、今は安根川あたりの水を工場に送水していくことによって、村の人口増あるいは雇用の機会、そういうのが生まれると思いますので、そのあたりを信念持って取り組んでいきたいと思います。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

**○　村長（宮城功光）**　大変申しわけありません。私のほうからも一言申し上げておきたいなと思っております。

私もこの件については、私が就任する前にもう完工して、議会の議決も得て進めてきたこの事業であります。そのことを、やはりきょう傍聴に見えている先輩方も多分同意はされたんだよということをわかっているんですけれども、これが言えないということもあるんじゃないかなと。マスコミのほうも前の区長方からこの声を聞いているんですけれども、そこに出せないというのも大変残念なことだなというふうに思っております。これはやはり行政としては同意があるということを確認した上で議会も決議しているわけですけれども、そういうことは全く村が無断で借用していると、取水しているということはあり得ないことだと私は思っております。そういう意味では、今後は、やはりせっかく進めてきた企業支援でありますので、この水の問題については早急に、議員から質問がありますように、早急に対応をして、今副村長のほうから村営水道についても話があったんですけれども、やはりできるだけ企業に負担をかけないような形、あるいはまたこの村営水道を使うと村の財政にも大きく影響してくるかと思いますので、その辺もしっかりと精査しながら対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で前田　孝議員の質問を終わります。

---

◇　吉　濱　　覺　議員

**○　議長（平良嗣男）**　安心、安全な社会の推進について。８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　安心、安全な社会の推進について質問をいたします。

上空を昼夜問わず飛行するオスプレイや津波などの被害から守り、安心、安全社会をどのように推進していくか、次のように伺います。

１、オスプレイ配備による生活などに対する影響はどうなっているのか。

２、結の浜地域の避難経路などの説明会はどうなっているのか。

３、防災ヘリの結の浜地域に配置要請はどうなっているのか。

４、大宜味小学校跡に設置予定の認定こども園の避難経路はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　吉濱議員にお答えいたします。

１番目のオスプレイ配備による生活等に対する影響はどうなっているかについては、本村にはオスプレイの配備がないことから、住民への影響などは調査したことはありません。

２番目の結の浜地域の避難経路等の説明会はどうなっているかにつきましては、平成28年12月21日午後６時から、大宜味小学校多目的教室で避難路完成説明会を行い、12名の参加でありました。

３番目の防災ヘリの結の浜地域に配備要請はどうなっているかにつきましては、北部市町村会を通し、平成27年、28年、29年度の要望事項として提出をしております。

４番目の大宜味小学校に設置予定の認定こども園の避難経路はどうなるのかについては、認定こども園の設置箇所については現在決まっておりませんので、御理解いただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　１番目の件は、離着陸がないというふうな説明と、それから調査していないということでしたけれども、去年の12月にオスプレイが名護市安部の海に墜落しております。そのときに私も墜落した翌日に現場へ行ってきました。ものものしい厳戒態勢がとられ、私たちは砂浜に行くのがやっとでした。あっちこっちから入れるところがあるので、そこから利用してやっと入れたということですけれども、やっぱり防護服を着たりしてやっております。また過去に沖国大の、機種は違うんですけれども、沖国大にヘリが墜落したときも放射線の可能性があるということで住民は立ち入れなかったと。それからまた宜野座のダムのほうにも墜落があって、１年ぐらい取水できなかったというような状況もあります。北部３村についてはダムもあり、そして河川も取水されております。これは沖縄県民の約７割をダムや河川から供給されているということもあります。これは県全体の問題と思いますが、上空から、特に江洲あたりから日常的に昼夜問わず飛来しております。夜中もうるさいと。それで今、高江からは本村にもどうにか、あそこではもう生活できないというような形で、全く安全ということじゃないけれども、この頻度から逃れてこちらに来ておりますが、とにかく今村長が言われたことは調査していないということで、この間、国頭で、東でもあったんですけれども、国頭でも音響調査しようと。そして大宜味村も音響調査について大学の先生からどうかという話も出ておりますので、その辺は騒音だけじゃなくて、被害を極力回避するために村長は積極的に配備しないような運動をとってもらいたいと思います。

それから２番目の結の浜地域、経過等の説明会はどうなっているのかということで、12月21日午後６時から12名の参加だったと。塩屋の区から連絡があるのかなということで、事前にあったら連絡くださいということだったんですけれども、基本的にはやったということですが、たった12名、私たちは小学校統合、中学校も移転するということでいろいろ問題視し、村長みずからこれの件については問題があるということの認識でＰＴＡのときはかなり動いていたと思うんです。わずか12名しか来ない。これは周知の問題だと思います。前回、村長は国道のほうは1.5メートルぐらい、東日本大震災の想定の浸水では1.5メートルぐらいだと。そうしたらこの1.5メートルというのはどれぐらいのことかといえば、30センチか１メートルについては浸水し、避難行動がとれなく動くことができなくなる。そして１メートルから２メートルは、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるということです。そういうふうなことで、また階段は２カ所あって、最近ガードレールとか転落防止の防護柵が立てられています。この防護柵は国道の歩道と、それから結の浜の段差10センチ、20センチぐらいの差で１メートルぐらい

の防護柵ができています。なるべく配慮があれば障害物がないようにすべきだと思います。国道の車道と歩道の件はやむを得ないのかなと思ったりもするんですけれども、そういうところをちょっと土で埋めればそういう防護柵などなくなるはずだけれども、その辺の調整もやっぱりやるべきじゃないかなと。またそういうガードレールとか防護柵とかが立てられた中で避難階段が２つあります。そうしたらそのガードレールとかガードパイプを越していたら、南側の避難階段はどういうふうに上れるのかなというふうな不安もあります。そして11月21日の琉球新報にこういうふうなことが載っています。高台避難の手順の確認。海近い大宜味小中で訓練ということで、そうしたら埋立地にある同校は海に近く、津波発生の安全を懸念する声も上がっていた。４月にも訓練を実施したほか、工事中の避難路が完成したら再度訓練する予定だ。大宜味小学校の宮城タツヤ校長は短時間で高所に行ける環境にある。災害時の想定や計画はしっかりしている。少しでも避難面の不安を解消できたらと話している。だからこの中では、学校長さえも災害時の想定や計画はしっかりとしているというような説明をしているわけですから、わずか12名の参加者だったというのは、とても残念に思っています。そういうことでみんなはとても安全だという言い方をしているんですけれども、村長は浸水する国道の問題とか、渡る場合にも今言われただけでも疑問にあると思うんですよ。これをやっぱりきちんと、前に総務課が出した、地域住民で出した避難の問題、100メートル単位で測量した。そして１キロ圏内で避難できると。そして教育委員会が策定で出したものについては、グラウンドの真ん中から測定してはかったと。そういう矮小するようなことで提出して、きちんとどうであるのか。やっぱりその辺は、つくった以上、私は学校を取り壊せということは言いません。つくった中で、今どれぐらいのことで安全になっているのかきちんと話してほしい。リーダーである学校の校長でさえ、こう言っているわけだから、その辺を再度、再度というか再三お願いしたんですけれども、村民に呼びかけてきっちり説明していただきたい。

それから３番目の防災ヘリの結の浜地域に配備要請はどうなっているか。そうしたら、この間も内地のほうで防災ヘリの事故があったんですけれども、やっぱり危険を伴うヘリですので、それでも緊急避難的に防災に対してやらなければならないことで、佐賀県と沖縄県はまだ配備されていないようですが、結の浜は浸水を予定されているわけです。そういうことで結の浜地域に要請することはどうですか。県がつくるわけだから、本当に世界遺産を目指して、ここで避難した人を優先できる一番安全な箇所。また、ヘリも非常に高度な機器が詰まっている機種ですので、この間、臨時議会であったプールの鉄柵じゃなくてコンクリートでやっている、このさびの塩害についても非常に微妙だと思います。その辺はこちらの都合でわざわざ結の浜にやる必要があるのかなと思っております。その件を検証して、この北部３村の国立公園世界遺産に向けたときの取り組み、災害がふえるだろうという、一番合理的な方向で県と調整していただきたいと思います。

それから４番目に、大宜味小学校跡地の認定こども園の避難経路についてはまだ決定していないと。塩屋の保育所、私は避難訓練の話を聞きました。どういうふうにやっているかといえば、慰霊の塔のある公園に階段があるから上れない。そこの横のほうからスロープがあります。そこまで押し車に、乳母車に子供を乗せて、上れるところまで上って押して、抱きかかえて避難訓練しているそうです。だから大宜味小学校でつくったとしても、今のところキンナーに上がる道が避難経路になるのかなと。そこのは階段があるので、ぜひスロープをつけていただきたいなという気持ちからですが、考え方だけでもよろしいですので聞かせてください。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

○　村長（宮城功光）　言いたいのはどっちなのかと、ちょっとわかりにくいところもありますけれども、今再質問みたいな感じになっておりまして、オスプレイの配備というのは大宜味村にはありませんので要請する必要がないんじゃないかなと私は思っております。その影響調査については、騒音とかそういうものについては、私も非常に気になっているところで、やっぱりヘリが飛んでいるとどうしても上を見上げて、これはオスプレイか何かというふうに見ながらですね、場合においてはカメラにおさめて保存しているという状況であります。いずれ、関係機関にはそういう面での要請をしないとできないと思っております。議員がおっしゃるように、確かに最近東方面から伊江島に行くときに塩屋湾上空を通っていくのが多くなったなという感じを受けております。その辺については、今後そういう関係機関にも、その辺についても要請といいましょうか、上空を通らないようなことを要望していけるような準備をしていきたいと思っております。

それから避難路の件の説明会についてですね、12名参加したから少ないとかどうのこうのという見解だと思うんですけれども、やっぱり行政としてはちゃんとした文書も出してやっておりますから、手を引っ張ってやるというわけにもいきません。そして恐らく私は、村民はこの問題について十分理解、避難路ができているから十分理解しているんじゃないかなと思っておりますし、先ほど海抜１メートル50なのか、今議員がおっしゃったのが、そういう受けとめ方したんですけれども、海抜は国道沿いで４メートル20です、海抜ですね、４メートル20。そういうさっきの１メートル50というのは、恐らく海岸のずっと下のほうだと思うんですけれども、そういう面ではやっぱりちょっと誤解しているんじゃないかなと思っているので、その辺はそういう意味でありますので御理解いただきたいと思います。

防災ヘリについては、これはなぜ結の浜かという話があります。確かに海岸沿いだから危ないとかどうのこうのと言っておりますけれども、実はこの件についても、やっぱり専門家、防災消防ヘリを取り扱っているパイロットのほうが一番適地であるという、北部全体見渡して、名護の配備も考えたようですけれども、そういうふうに大宜味の結の浜が一番適地ではないか、安全で安心してできるというふうな判断のもとで、村としても皆さんの、専門家の話を聞いて、ぜひそういうふうに進めていこう。これはさっきもあったように大宜味村がするわけではありませんけれども、県がことし平成29年度予算で調査費を組んでおります。防災消防ヘリについてですね。この件については、やはり県がいろいろと調査をしていく中で、場所も設定するかと思いますけれども、その辺についてはできるだけ村としてはこれまでどおり要望はしていきたいなと思っております。

それから認定こども園については、今基本計画をつくって、これからしっかりと進めていくためにどうする、どの場所にするかということで、何か４カ所ぐらいの場所の案を持っているようですけれども、この辺については私のところまでは上がってきておりませんので、この件については決まった段階で調整をしていきたいと思っております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　１番について、オスプレイは離着陸していないので、それでも上空を飛んでいるものについては飛ばないように要請したいということでしたので、これは沖縄県、そして全国的な問題もあります。ぜひオスプレイ配備については危険だという立場、またはうるさいという形で積極的に働きかけていただきたいと思います。

２番目の結の浜の件については、村長がさっき言われた1.5メートルというのは、前に質問したときに、津波想定浸水模式断面図によると、学校敷地海抜6.5メートルで、国道58号は４メートル低くなっ

ています。この模式図のスケールではかったら村長は、あれはイメージ図だと。実際は1.5メートルだということで話しております。海岸の問題だけじゃないです。これは一応、その件は1.5か1.2ということで私は認識していますけれども、これは４メートルということですので、その辺は再度確認していただきたいと思います。それから十分理解していると、この事前の説明については、広報とかみんなにやっているにもかかわらず、ある地域の人たちにもこういうふうにわかったら情報提供してくれということです。何で今みたいに地震あれば、みんな公開してきっちりやっていただきたいと思いますので、再度その件はよろしくお願いします。

それから４番目の認定こども園についてはきちんとやってもらいたい。今各、村の庁舎とか東日本大震災や熊本地震があって、国は緊急防災減災事業の拡大延長ということで、去年まで３年間あったものが、またことしから３年間延期できると。これは起債で、起債充当率が100％で交付税措置が70％、基準財政需要額に算入されるというふうなことになっています。ぜひそういう事業を積極的に活用されて、防災の対策をとっていただきたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

**○　村長（宮城功光）**　吉濱議員から再度の質問、同じようなことだと思いますけれども、その意見についてはしっかりと検討して、できるだけいい方向で進めていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で安心、安全な社会の推進についての質問を終わります。

次に医療、保健、福祉及び介護の充実について。８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　一般質問をする前に、通告書の訂正をお願いしたいと思います。

質問の要旨ですね、２行目の「北部地区医療の機能充実を備えた機関病院の整備を」のところの「機関」が間違っております。「基幹」、基礎の基と木の幹ですね、それに訂正お願いします。それから下のほうの欄の３番目の公益社団法人沖縄県精神保健福祉連合会会長から、そして次の「大宜味村における精神保健福祉会連合会会長から」までを削除お願いしたいと、どうもすみませんでした。

では、医療、保健、福祉及び介護の充実について。

誰もが安心して安全に暮らせる住環境づくりを推進すると村の施策にある。また、北部地域医療の機能充実を備えた基幹病院の整備を村あげて求めているが、どのように推進していくか次のとおり伺います。

１、県立北部病院等の急性期病院や江洲に設置予定のクリニックと村立診療所との連携はどうするのか。

２、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に供給される地域包括ケアシステムの構築をどのように担うのか。

３、公益社団法人沖縄県精神保健福祉連合会会長から「大宜味村における精神保健医療福祉の歴史遺構の保存に関する要望書」が提出されているが、どのように対処するのか。また、精神障害者や引きこもりなどの対策や共生社会の推進はどうなっているのか。

４、地域支え合い事業から始まった食堂などの持続可能な体制づくりはどうなっているのか。

５、保育所や介護包括支援センターなどが安定的なサービス提供ができるように、非正規雇用の待遇改善はどうなっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　お答えします。

１番目の江洲区に予定されているクリニックは、まだ準備中であり、村診療所との連携は特に今のところ協議をしておりません。

２番目の医療介護の連携については、初めての事業で、在宅医療、介護連携推進事業を平成28年１月から北部医師会と契約を交わし、情報交換を行っています。予防・住まい・生活支援については、包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら住民主体の支え合いを構築しています。

３番目の公益社団法人沖縄県精神保健福祉連合会より、大宜味村における精神保健医療福祉の歴史遺構の保存に関する要請書がありましたが、精神保健福祉会連合会には電話で関係機関等と検討いたしまして、お返事をさせてくださいと連絡をしております。村としましては、これまで遺産として残してほしいという家族や住民の要望、あるいは村が遺産として認定するための材料等がないのが現状です。よって私宅監置施設保存については、今のところ考えておりません。

次に精神障害者や引きこもり等の対策や共生社会の推進につきましては、障害状況に応じた支援を各関係機関連携をとりながら進めています。引きこもり者の対策としては本人、特に家族の支援が必要だとも考えます。次年度も心の健康相談会も開催予定で予算を計上しています。

４番目の平成23年から継続して取り組んだ地域支え合い事業ですが、住民主体の活動が構築されてきている区がふえました。今年度は、住民みずから取り組んでみたい地域づくりを申請方式にしています。12区を想定し、上限額10万円とし補助金を出します。地域ケアシステムの基本となるものです。なかゆくい事業を推進していきたいと思っております。

５番目の保育所の契約保育士につきましては、経験年数を踏まえて賃金の見直しをして予算を計上しております。また、包括支援センターの職員については、大宜味村嘱託員に関する規定に準じて雇用をしております。以上、答弁とさせていただきます。

**○　議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　１番の県立北部病院等の急性期病院や、それから村立の診療所との関係、やっぱり急性期病院とかかりつけ病院の関係が、この間の要請文書できちんとやっていくと、地元でもやっていくと。そしてこの総合医療についてかなりウエートを示してくるんじゃないかなというふうに考えられます。急性期病院では何でも緊急だからということで送って、じゃあ地元のかかりつけの医者の役割はどうするのかというようなこともあります。その意味でも、また江洲クリニック、この件については、３番の引きこもりなどの方々との調整もどうなっていくのか。この件については、第５次総合計画とか、ほかのものについて今年度からスタートを切るとかと言われているけれども、計画書の中にほとんど入っておりません。これから協議すると言うんですけれども、もう既に話は進められていてどうなるのかなと思っております。それで私たちも急性期病院の件については、陳情書をきちんとやっているんですけれども、４月からというか、村立病院も往診体制ができるような体制をするという話を前からしていたんですけれども、それが今どういうふうになっているのか、その辺の話も聞かせていただきたいと思います。

それから２番目に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に供給される地域包括ケアシステムの構築をどう担うのか。その件については、今医師会と調整して進めていくという話をしたんですけれども、私も母がいて在宅介護をしております。今、週３日預けているんですけれども、ふやそうにも、

今、預けているところが対応できないということでかなり厳しいものがあります。この間、中学校の卒業式のときに薬を飲まそうとしたら喉につかえて、ずっと30分間吐き出すような感じで、昼間でもずっと咳き込んでおりました。そういうふうな状況で、やっぱり充実した介護も必要じゃないかなということであります。そういう中で、今喜如嘉小学校跡地に認知症の施設ができるけれども、私もそこに母を入れようかなと。ほかの住民の方々もいろいろ天秤にかけているところもあります。そうしたら学校の件については、認知症でグループホームなんです。そうしたらデイサービスは基本的にその施設にはないです。個室と食堂兼談話室があって、そしてその中に看護師がいますかと言ったら、週に１回巡回できますと。そうしたらやっぱり年とっていくと尿の問題もありまして、パンパース、うちのお袋もはかせています。パンパースはかせたら、やっぱりおしっこの問題とか、そういう問題で尿路感染とか、やっぱり医者が必要…、看護師とかそういうものがあって、熱出したりいろいろあります。それで私もそういうふうにやっているんですけれども、また学校跡地利用の問題であるけど、介護予防の件、どうやっていくかという形でその施設が今学校跡地利用エントリーしたんだけれども、予防介護とかトレーニング室とか、そういうふうに充実しているんだけれども、受け入れないということもあります。だからそういうシステムの件を本当は基本計画の中、調整するときにきちんとやっていただきたかったなと思っているところもあります。そういう意味でも、この地域ケアシステムの構築を、現場をきっちり見て、早急に取り組んでもらいたいと思います。

それから３番目に、精神保健連合会から出てきている精神保健医療の歴史遺構の保存に関する要望書については、私も勉強させてもらいましたけれども、精神患者が全国で沖縄は一番多いそうです。それでなぜかというのは、私も勉強させてもらったんですけれども、２点ほどありまして、何で結の社会の、地域社会があるのにそういう精神患者が多いかということで、１つは、最近わかったことだけれども、戦争の後遺症だということ。アメリカのベトナム戦争へ行った人とか湾岸戦争へ行った人たちが帰ってきたときに、そういうトラウマということなどもあります。そしてもう１つは、琉球政府時代、私宅監置というのが改善されず、この琉球政府時代にずっとそういう政策をとっていたものだから精神患者が多いと。そして今、県内というか、全国的にもほとんどなくて、大宜味村に２カ所あるのみだそうです。そういう歴史的な背景があって、愛楽園も人権差別ということで、またライ病法の遺構だということで、そこも記念館ができています。そういう意味でも精神衛生の歴史を探るということでも、私はやっぱりこれは保存すべきことじゃないかなと。私なりに考えておりますけれども、次、３回目のときにまた私は話したいんですけれども、もう一度、村長が地元で必要なのかということの認識を、もう一度、次に話していただきたいと思います。先ほど言ったように、琉球政府時代の、そしてなぜ残っているかと言えば、私はシマンチュですから感じています。撤去する経済力がなかったから撤去していないと思います。だからその意味で、今残っている遺構を精神病院の勉強している人たちが最近研修によく来ているそうです。そしてイタリアは精神病院をなくしているようなことになっているそうです。そして精神障害者の人たちが地域に溶け込めるような形で社会づくりはやらないといけないんじゃないかなと。それほど先ほど言った精神障害者の引きこもりの対策や共生の社会はどうなっているかと。これはその建物を見たときにはおのずから出てくると思います。そして私も勉強しなさいということで、心を病んでもということで、ここで今村でもデイケアなどもやっておりますけれども、最終的にはいろいろあって、この結びのような感じの作業所、全市町村に設置を目指すデイケアの。要するに障害持っている人たちが自立できるように、やっぱりハンディをきっちりフォローできるような。本人たちはある程度仕事あ

ればやっていきますので、それなりの、今村内で住んでいる人たちは国頭へ行ったり、東行ったりしています。その件も考えていただきたいと思います。

それから４番目に、地域支え事業から始まった食堂などの対処はどうなっているか。主体的にやっていく機運ができていると。これはとってもいいなと思っています。それから10万円の補助金を一応考えているということでしたけれども、残念ながら喜如嘉ではことし補助がないということで、じゃあどうするかということで、今、100円弁当しているのが実質的にかなり出ているんですよ。そうしたらこのリーダーが、琉銀の地域活性化事業に挙手して採択されたので、どうにかつないでいます。じゃあ今後どうするかということになって、今、どうしようかな、悩んでいるところです。だから助成があればできるけど、自発的にこの地域の方々が篤志家がいないのも現状です。そういう意味でもやっぱり助成は必要だと認識しておりますので、この10万円が新年度だけじゃなくて、今後もそういう体制がとれるのかお聞きしたいと思います。

それから５番目の保育所や包括支援などが安定的なサービス提供ができるかと、非正規雇用の待遇改善はどうなっているか。これはこの２カ所だけじゃなくて、ほかのところの部署もあります。もう１つは、学校を統合して、そして中学も一緒になって併置校になったんですけれども、図書館司書ももともとは５名だった図書館司書が、今嘱託の１人でやっております、小中学校。そういう意味でもより加重になっていると思いますけれども、非常勤です。そうしたら非常勤の中で、そうしたらね、去年の新聞になると…。

**○　議長（平良嗣男）**　吉濱覺議員、大変済みませんけれども、覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　非正規同一賃金働き方を…、もう少しで終わります。そして政府も同一労働同一賃金、非正規の待遇改善へと打ち出しております。そういう意味でもやっぱりその辺の待遇は不安定雇用につながっていますので、ぜひ改善すべきだと考えておりますが、ひとつその件ももう一度よろしくお願いします。

（「議長、この質問のあり方について…」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　だから今言うつもり。

（「質問のあり方について、議事進行上の発言を求めたいと思いますので発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

**○　６番（前田　孝）**　議長、ありがとうございます。

議事進行上の発言を申し上げます。質問とは何ぞやということの本質をそこでやっていただかないとですね、だらだらいろいろしゃべられても、質問とは自分が聞きたいことを簡潔明瞭にやるということが本当じゃないでしょうか。１人だけの時間じゃないでしょう。時間制限も設けられていないからと、こういうことをやってもらうと大変ですよ、皆さんの時間も割り当てできない。議長からも質問は簡潔明瞭に、執行部も理解できるような質問をされるように御注意願いたいと思います。議事進行上の発言でございますのでよろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　どうもありがとうございます。

吉濱覺議員に申し上げます。先ほどありましたように、自分の通告に対して、そして答弁に対して、どのようにあなたが求めていくかという、そういう質問、そして質疑、答弁、それに対する再度行う質疑に対しても、もっと簡明にやっていただきたい。今、話聞きますと、世界をまたがってのような話を

やっておりますから、そのようなことではちょっと時間上も大変です。そして聞きたいところはピシャッと聞いてやるというのは、もっと簡明にやってもらいたい。そこら辺を注意しながら次の質疑に入ってもらいたいと思います。

（「議長、私語ですが、もう１時間なるからついでに休憩したいですよ」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　一応は、これを終わりましょうね。

副村長。

**○　副村長（島袋幸俊）**　吉濱議員から自分の思い、あるいは考えをたくさん聞きました。その中で質問等がなかったというのがこっちの答弁としても非常に苦しいことです。さっき前田議員のほうからあったとおりですね、何を質問したいのか、そのあたりこちらがわからない状況での答弁という形になります。

まず、かかりつけ病院と急性期病院、その役割というのは県のほうでも今回知事の施政方針の中にも、北部及び離島の医療機関の充実、そのあたりもうたっております。そういう意味でも、また来週には北部の中核病院の整備についてもあります。そのあたりも含めて、今後村内の病院とも連携できるようにやっていきたいと思います。

それと江洲の病院、そこが精神、そのあたりが専門をしておりますので、引きこもりとかそういうものの対策にもぜひ協力していきたいと思っております。

それとほかにもたくさん述べていたんですが、施政方針等でもそのあたりは触れております。そういうもので理解していただきたいと思います。

それと喜如嘉の精神医療福祉の歴史遺構については、やはりそれは民有の財産であって、そのあたりの家族の思いを尊重していかなければいけないだろうと思っております。こちらとの、吉濱議員がおっしゃるとおり残したい、残してほしいという要望、そのあたりが家族から出てきた場合には非常に進みやすいと思うんですが、家族としてはそのあたりは隠したいということもあろうかと思います。そういう点で御理解もいただきたいと思います。

保育所や介護包括支援センター、そのあたりについても施政方針等でも述べておりますので確認よろしくお願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　１番の件は、村長は往診できる体制を村立診療所に求めていきたいということでしたので、再度言ってほしいと思います。

それから医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的にできる地域包括ケアシステムについてはどう担うかということで、先ほど医師会と調整しているので、これは本当にスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

３番目の件は、副村長が言われた身内、身内は残してほしいということは言わないと思います。その件については、私は基本的にそういうことがあったと、歴史的なことだから、これは沖縄県全体の問題だと、異民族支配のときにそのまま放置された政策だから、私はこの文書に対して、村長に逆に県から対応するように、身内を逆に説得してまで本当はこの患者、連合会からあったと思うんですけれども、これは村でやるよりは、私は県で対応させるべきじゃないかなと。副村長が言われた身内の感情の問題も出ると思います。だからその辺は、私は基本的には琉球政府から移行した県の問題として、県で取り

組んでいただきたいというふうに調整したほうがいいんじゃないかなと思っております。

それから４番目の10万円の補助は、継続してもらえるのか。そういうことでお願いしたいと思います。

そして５番目の非正規雇用の件については、やっぱり国頭、東などは一時金とか交通費とかが出ております。大宜味村はほとんどそういう人たちには出ておりません。そういう人も大宜味村は格差社会と言われております。それでまた去年の新聞に載っていますけれども、この平成16年のラスパイレスの指数、上位から大宜味村はこのラスパイレス、10番で97.6、そして国頭村は31番で91.5、東村は38番で88、そして正規職員はかなり優遇されているんですけれども、非正規雇用については国頭、東村を調べても劣っています。それで村内の福祉に携わっている人たちが村内の福祉事業所に移ったりして、不安定的な要素も持って、保育所の待機児童を生むことと、それから包括がしょっちゅう人、職員変わって、なかなか最後いけないような状況もありますので、その辺もあわせて村長の考えを聞きたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

**○　村長（宮城功光）**　訪問看護につきましては、このクリニックができた段階で恐らくそういうふうな方法になってくるかと思います。確認はこれからですけれども、やっぱり積極的に協力していきたいというのがあります。

それから引きこもりの人たちの何と言いましょうか、遺産にしてほしいとかどうのこうのということについては、私は、あまり残したくないという思いをしておりますので、私から県にお願いして、県がまたこの主にお願いするというのは、大変申しわけないんじゃないかなという思いをしますので、その辺についてはもっともっと慎重に対応していきたいと思っております。

それから地域支え合い10万円については、これは予算にも計上しております。今後、財政との問題もありますので、その辺は調整しながら検討していきたいと思っております。この職員の手当関係については、組合のほうともしっかりと協議をしながら進めておりますので、その辺については、組合とも調整する必要がありますので、それは今の段階ではしっかりと組合の理解も得ているものだというふうに思っております。以上でお答えといたします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで医療、保健、福祉及び介護の充実についての質問を終わります。

休憩します。

（午前１１時１１分）

---

**○　議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２０分）

---

**○　議長（平良嗣男）**　次に産業、土地利用（学校跡地利用含む）及び地域活性化について。８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　産業、土地利用（学校跡地利用含む）及び地域活性化について。

埋立地結の浜、学校跡地利用や世界自然遺産登録に向けた地域活性化が求められているが、どのように推進していくか次のように伺います。

１、公共施設等跡地利用住民意見交換会で体育館及びグラウンドの機能は民間事業者の利用も含め幅広く検討するが、災害時の避難所としての機能や地域コミュニティー施設としても維持する検討を行うとあるが、学校跡地利用事業者交渉権の選択までの経緯と今後の学校跡地利用はどうなるのか聞きたい

と思います。

２、（仮称）「芭蕉布の里施設」の構想があるが、工芸の里構想、民俗資料館構想等と現芭蕉布会館との関係はどうなるのか。また、芭蕉布会館が適正に運営されているか。これまでに芭蕉布関係の公的投資（国・県補助も含めた）事業ごとの事業費と効果はどうなっているか。

３、国立自然博物館の誘致や野生ビジターセンター、物産センターの計画があるが、どのような共生や棲み分けと効果が期待できるのか。

４、村第５次総合計画で公有財産の活用による産業化で定住促進を目指す。公有水面埋立計画図にある物産センター、交通広場用地にコンビニが建っているが経緯は。また、村役場用地、保育所用地、ＪＡ大宜味支店用地、水産直売所用地はどうするのか。

５、シークヮーサーの原料を利用した発酵酒シードルなどの開発や産業振興はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　お答えします。

経緯については、１月26日に行われました臨時議会において報告させていただいたとおりの経緯となっております。今後の学校跡地利用につきましては、旧喜如嘉小学校、旧津波小学校においては、交渉権者が決定しておりますので、今後、契約締結後、運用が開始される見込みとなっております。旧塩屋小学校においては、今年度は決定しておりませんので、平成29年度において方策を検討してまいります。旧大宜味小学校につきましては、当面の間、教育委員会においての活用となります。

芭蕉布会館との関係についてでございますが、私の政策で掲げる歴史文化という観点からも芭蕉布の里としてのさらなる発展を期待し、数多くいる工芸家の方々と連携をしながら振興を図っていきたいと考えております。また会館の適正運営につきましては、村立芭蕉布会館の設置及び管理条例、管理運営規則に従い、管理運営を委託し行っているところであります。また、効果につきましては、主な事業費としては重要無形文化財伝承者養成事業補助金43万6,000円があります。また今年度には地方創生事業の１つとして取り組んでいます喜如嘉の芭蕉布産業自立支援事業において、人材育成事業と観光事業との連携を図ること。今後の方向性について検討を行ってまいります。効果については、人材の発掘を行い、その育成について取り組んでいるところであります。

また、３つ目の国立自然史博物館、ビジターセンター、物産センターにつきましては、ネーミングからも理解されるものではと思われますが、それぞれの機能、役割が違いますので、それぞれの効果が期待できるものです。

４つ目の結の浜に物産センター、交通広場用地にコンビニが建っている経緯ですが、平成27年３月に株式会社ローソン沖縄からの結の浜への立地についての要望を受け、翌月の４月20日に結の浜の土地利用に関する重点施策作業班会議として、庁内での検討を行いました。４月23日に重点施策内部検討委員会において、宅地の分譲促進にもつながることなどに期待すること。企業立地の機会を逸しないことなどにより誘致の方向を決め、平成27年５月26日、庁議において誘致を決定しております。役場用地、保育所用地、ＪＡ用地、水産直売用地はどのようにするかにつきましては、現在、調査検討及び調整を行っているところでございますので、具体的な内容につきましては、各委員会等における方針がまとまり次第、報告させていただきたいと思います。

５つ目のシークヮーサーの原料を利用した発酵酒シードルなどの開発や産業振興はどのようになっているかにつきましては、新たなシークヮーサーの活用方法として付加価値を高めるためにも、事業者の積極的な活用に大いに期待をしているところであります。以上で答弁といたします。

**○　議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

**○　８番（吉濱　覺）**　１番の学校跡地利用の件ですけれども、学校跡地活用基本方針の中で、先ほどは住民説明会の話をしたんですけれども、その中に体育館及びグラウンドの機能、民間業者の利用を含め幅広くするが、災害時の避難所と機能及び地域コミュニティー施設としても維持することを方策としますということで、この基本方針をもって募っているわけです。そうしたら、まず喜如嘉の学校地跡の関係ですけれども、全域を今交渉する業者が交渉権を持っていると。そうしたら体育館についてはシードルの工場だと。それからグラウンドにはコテージをつくるというような状況にあります。それでこの学校では、今体育館を利用したサークルもあります。グラウンドを利用したサークルもあります。そういう意味でも何でそうなったのか。それで臨時議会のときにもらった学校跡地活用事業経過の中で、12月８日、検討委員会検討事項結果報告、そうしたら内容について、学校跡地利用事業者の選定について業者の選考に至らず、行政判断に任せるというふうなことがあります。そうしたら報告書の中に１枚でしかなくて、そうしたら選考イチ、村の施策等の合致事業展開の期待、課題、事業規模が大きいため、交渉の際に調整が必要。駐車場は地域とのかかわり、当初必要な部分。その辺しか報告書にないんですよ。内容についてほとんどわからない。そしてこの議事録等で見ると、要するにこの利用は全体で、一括でやったほうがいいというふうなことになっております。その辺がわからないと。そしてエントリーした人たちもこの方針の中には何もうたわれていないよと。何で、あとまたすり合わせもあったんじゃないかというふうな話もあります。その辺、やっぱりこの間、議会で要求しようとしたら本会議で要求しなさいということですので、それで基本計画の中で、第５次総合計画の中で村民参加による村政の推進、村民のニーズや意見を的確に掌握し、常に良好なサービスを提供することが重要となっている。そのため村広報や村勢要覧の発行、村ホームページ、防災無線で情報を発信して、村民に必要な行政情報等を積極的に公開し、共同参加の行政を推進する。だから公開条例でとれるようなものは積極的に出してほしいと、そういうふうに思います。村長、この経過がほとんど見えてきません。この間もらった資料、また私も一部分だけとっているので、中身がわからない点があるので、この選考委員会からやった議事録ですね、そして庁議まで決定して、何でそういうふうに言われているんだけれども全体で一括のほうがいいということで、いつ変わってこうやったのか、さっぱりわかりませんので、その辺は議事録、積極的にやってもらいたい。また議員の方にも見てほしいという思いから出していただきたいと思います。

２番目の芭蕉布の関係で、いろいろ工芸の里構想、民俗資料館等の現芭蕉布会館との関係はどうなっているかということで、それで今までの計画書の中で大宜味村癒しの森づくりの基本計画の中にも北部振興事業の調査で北部広域によるやんばる工芸の森手づくりの工房整備構想など、喜如嘉工房の里づくりのイメージがあって、その中に工芸スクールというのか、芭蕉布、工芸、木工、３種類の体験工房等の整備というふうに書かれています。それとあと、今回芭蕉布の策定業務の中にもどうかと思うようなところもあります。私もこれを見て、見えていない部分もあるんじゃないかなというふうに、会館の事業などの件もあります。一番、もちろん景観むらづくり計画とか、それを結集して、また根謝銘グスクの整備活用計画の中にもうたわれています。この辺の根謝銘グスクを中心とした整備づくり、今度の基

本方針の中にも、それでこの基本構想の中にもいろいろあります。その中で、今学校跡地利用の関係が、その思いがほとんどされていなくて、場所提供でこうやっているんですけれども、この方針の中で地域文化の推進、村内に現存する数多くの文化財の調査を進め、保全を図るとともに、有効な活用方策を検討しています。根謝銘グスクについては中長期立てて、発掘調査を進め、前例より収集された資料も数多くあり、今後も発掘を行う貴重な資料がふえる予想をされている。資料館を早急に整備する必要があり、学校跡地の有効活用を図ります。地域文化の継承について、大切な地域文化を将来世代へ継承する調査、記録、保存を積極的に進め、地域における継承活動を推進していきます。そういうことで、この思いが学校跡地利用には入っていなくて、民具が20年ぐらい前からずっとやって、今預けているところが契約切れるということで大宜味小学校に移しているんですけれども、そういう問題がちゃんと話されずに、今学校跡地利用が進められていることがおかしいんじゃないかなと思っております。そういうことを調整してやっております。また各種団体からの予算の要望書で見て、芭蕉会館の適正化の問題がどういうふうになっているか調べたかったけれども、ほかのところは決算など、きちんと計画書など出ていますけれども、芭蕉布関係のものは金額だけ書いて要請している。そしてきのうの予算の質疑の中で議員から人材育成のものを、チェックを緩やかにというかな、もうちょっと弾力的にやってほしいと言ったら、目的に沿って収支をチェックしなければならないと言ったのに、何で、どういう形で使われているかもわからないような資料を提供しているんですよ。中には福祉関係のものは決算、たった、予算計上願い、芭蕉布事業協同組合の育成金、ほかなし、どういうふうにして審議できますか、きのう言ったことと違うんじゃないですか。目的に沿って、私たち議員は何をやればいいんですか。この問題をチェックしてやるのが当たり前でしょう。チェックのしようがないですよ、適正にされているか。

○　**議長（平良嗣男）**　覺議員、ちょっと先ほども申し上げているんだが、余りにもあっちこっち飛びすぎて何を聞きたいかさっぱりわからない。これ執行部の皆さん方も困っているでしょう、あなた何が聞きたいの。もうちょっと簡明な質問をやってくれ。お願いします。

○　**８番（吉濱　覺）**　団体に関する資料、予算書、決算書だけど、ただ１枚の資料で、私たちどんなしてから審査できますか。

（「議長、休憩してちょっと話したいけど、いいですか」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１１時４０分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時４６分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　今、村長から予算の話もあったんですけど、後で議事録見てから確認します。これまでの公的投資ですね、どうなっているかやっていきたいと思います。それから団体補助金に対する決算資料の件もお願いしましたので。

それから３番目の国立自然博物館や棲み分けというのかな、それぞれが機能が別であるというふうなことでした。今度、根謝銘グスクの城跡の資料館とか、その辺がまだ見えていなくて、一番近いところの喜如嘉が適しているんじゃないかなというふうなことも言われているわけですから、その辺が見えて

いなくて、悪く言えば学校跡地利用のものに、先ほど言った業者がエントリーして、今シークヮーサーの工場だと。その中でどういうふうに決定されたのかもわからない。それは後からまた議事録を提出していただきたいと思います。この辺の件は一応省略して、先ほど言ったコミュニティー施設とか、私たちが今使っているものが使えるだろうと期待していたんですけれども、残念ながら、今申請しているとおりになると喜如嘉小学校跡がほとんど使われなくなるんじゃないかなというふうに危機感を持っています。それでこのシークワーサー、シードルの会社がどういうふうなことでやってきたかといえば、私は２年ほど前からちょっと接触しております。いろいろ聞かれてこうやったら、彼たちから計画書を見せてくれないかと、提供してくれということでこの間いただきました、二、三日前にいただきました。そうしたら私たちが話していたものが出されているんですけれども、実際、企画観光課長にも話しておりますけれども、私もこの業者に話しております。この会社はお菓子屋さんで、お菓子のパルプをとるのが本当は目的で、このパルプはシークヮーサーの１％、20トンを使いたいと。そうしたら20トン使いたいということだったらどれぐらいの量が必要かといったら2,000トン、大宜味村は５年前にシークヮーサーの調べをしたら2,300トン、ほぼ全部に近いぐらいのものが必要だと。ただし、彼たちは無農薬を目指していると。無農薬なんてとてもじゃないけど、云々で、最初は量がわからなくて紹介していたんですけれども、そうしたらある人にお願いしていたんだけれどもだめで、私は６次産業化で事業を起こして、場所は農家の人たちと相談してやったらいいんじゃないかということでやっていたんですけれども、この間、シークヮーサーの収穫量のデータを彼がどれぐらいかなということで村に求めて調べたら、１年前に土地はないかということの相談があったそうです、村は。そうしたら６次産業化で、今学校跡地利用でやろうとしているんですけれども、農家でもないしどういうふうに組み立てていくかわからないし、また補助事業も６次産業あるんですけれども、ことしからすぐ、新年度から着工というわけにもいかないと思うんです。その辺、かなり調整があるんだけれども、実際問題、私は学校の体育館とグラウンドは共同使用して、その隣接地にむしろ工場をつくったほうがいいんじゃないかと。今、村の工場が約100トンぐらい、そして喜如嘉の学校、体育館が同じぐらいの床面積だろうと。だからそれぐらいの量ですので、その10倍の工場をつくろうという形で計画書を見ると、口頭で言ったものと計画書、全部の資料はもらえていないんだけれども、それがシークヮーサー振興していくためには別枠で施設はお願いして６次産業化で云々でと。またこの学校施設跡に６次産業の事業がもらえるのか。また一括交付金、本部のウエルネスフーズだったら８割近く補助を受けているわけだから、そういう関係で、先ほど根謝銘グスクとか文化財の施設の関係とか、やっぱり今内定はいっているんだけど、この辺、住民説明会の話もあるんだけど、本当にクリアできるのか、本当に疑問に思っています。その辺を村長から聞きたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

**○　村長（宮城功光）**　吉濱議員、本当に、今質問しているのは、私が最初に答えたのがもう明快だと思うんですけれども、今このプレゼンをしてもらって、交渉権を得た企業、今計画書をつくっているわけですよね。それがちゃんとできた段階では住民説明会もするし、そういうことをやっていくんだということでありましてですね、そういう面ではもうみんな、何かあっち飛んだりこっち飛んだり、どう答えたらいいのかわかりませんけれども、しっかりとですね、さっきも言ったように、今見直しとかいろいろと出てくるわけですよ。今度予算に反映されているのもあるし、そういう面では今後、あなたが今５つ並べていることは、私どもはこういうふうな感じで答弁としてやっているわけですけれども、その

辺についてはこれからなんですね。上がってこないと対応ができない。決まらないと対応ができないというところもありますし、また事前に調整もできます。また、さっきもあったように、アンケート調査であった住民からの要望事項についても、今後、担当課のほうから事業所のほうにこういう要望があるのでということも伝えながら事業振興できるようにしていけたらいいのかなというふうに思っております。やはり地域の意見をしっかりと聞きながら、反面、十分地域住民の要望に応えることはできないかもしれませんけれども、そういう面ではしっかりと伝えながら進めていきたいと考えております。以上です。

（「議事録の件も提供してもらえますか」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　済みません、議事録というのは選定委員会、選考委員会のものでしょうか。

（「選定委員会」と呼ぶ者あり）

○　**企画観光課長（福地　亮）**　議事録については、出せるものと出せないものは、やはりここは判断させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　さっき方針に出していたものをいかにして担保とるかというのは、村長から明確な返答は聞いておりませんけれども、その件をやっぱり十分配慮してやっていただきたいと。

それからコンビニの誘致を庁議で決議したんだけれども、普通だったら公募しそうだけど、いつの間にかそういうふうに建ったというふうなことで、その辺の説明をどういうふうに業者を選定したのか、それもあわせていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　今ローソンが建っておりますけれども、先ほど村長からも答弁があったとおりとなっております。まず、ローソン沖縄のほうから要望があって、それを庁内の委員会で土地利用の検討を行いまして、誘致を決定したというところです。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で吉濱　覺議員の質問を終わります。

---

◇　安　里　重　和　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次にパークゴルフ場の早期実現は。７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　余談になりますが、一番長い人と一番短い人が対照的に質問を行います。それでは行きます。

最大組織である大宜味村老人クラブ連合会より、パークゴルフ場の早期実現に関する請願書が平成28年５月27日付で提出され、平成28年第５回定例会６月９日に全会一致をもって採択され、期待が寄せられています。村当局はその後、パークゴルフ場実現に向けての計画は進められているのかお伺いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　お答えいたします。

パークゴルフ場の具体的な計画につきましては今年度進めておりませんが、平成29年度結の浜の公園

スポーツ拠点整備の見直しやその他の土地利用とあわせて整備の是非について、各種団体等との意見交換をしながら検討を行っていく予定となっております。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　請願書には、早期実現とうたっています。今年度は進めておりませんとは、やっぱり私たち大宜味村議会や大宜味村民を軽視しすぎではないかと思います。平成29年度から検討を行っていくとの答弁ですが、検討の結果、あるいは進捗状況の報告も必要だと思いますが、ぜひとも早期実現できるように頑張ってもらいたいと思います。村長何か一言あればよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　本当に村老人クラブの皆さんからも要請を受けております。そのことについては、やはり今後、大宜味村内の公用地の活用をどういうふうに進めていくかという中での検討が必要なのかなと思っております。やはり必要性は感じますけれども、財政的なものを考えますと、そう簡単にすぐつくりますというところは言えないところもありまして、その辺をぜひ御理解いただきたいと思っております。以上です。

**議長（平良嗣男）**　これでパークゴルフ場の早期実現は、の質問を終わります。

次に村の企業支援施設について、安里重和議員。

７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　質疑する前に字の訂正をお願いしたいと思います。２行目の「４年」というところを「約５年」前でお願いしたいと思います。それでは質問いたします。

村の企業支援施設への村の対応について質問します。

約５年前、村は「企業支援」と大々的に公募をし、３企業が入居しました。３企業とも一生懸命に企業努力をしてきたことは御存じのとおりだと思います。

しかしながら、厳しい現実があり、村当局から１社が工場使用承認取り消しを命じられたと聞いております。承認取り消しの前に、村は企業支援の姿勢を示してきたか。村当局みずから製品を使うなどの支援が企業の成長を助け、村の発展にもつながると思いますが、企業支援施設に対し、これまで村当局が実際に行ったことと、これからの計画についてお伺いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　まず初めに、今回の承認取り消しにつきましては、事業者と村で締結しました契約書及び大宜味村企業支援賃貸工場の設置及び管理に関する条例第10条第２号、正当な理由なく使用料を３カ月以上滞納したときに基づき、承認の取り消しを行っております。入居している企業への支援としましては、企業立地促進条例に基づく支援や村内外における観光、商工ピーアール行動において商品を取り扱うなど、またふるさと納税の返礼品としても取り組んでおり、村の特産品として積極的に活用と企業支援施設以外の事業者への連携を図りながら商品開発などにも取り組んでいるところです。今後につきましては、条例に基づき新たな入居企業を公募することになります。以上でお答えといたします。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　企業立地促進条例に基づく支援とは、具体的にどのような支援を行ってきたのか。

また、もう１点ですね、おおぎみファームも撤退するという情報がありますが、実際のところどうなっているのか、知っている範囲でお伺いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　企画観光課長。

○　**企画観光課長（福地　亮）**　安里議員の御質問ですね、企業立地促進条例のほうでは、入居されるときの使用料がありますが、まず、企業立地促進条例の中では幾つかありまして、まず土地の利用の場合に関しては土地の利用が年額100円になるとか、企業支援については、使用料のほうの減免をするような形になっております。あと、固定資産税、税金のほうですね、そちらの税金のほうの償却資産のほうからの減免をすることとなっております。

○　**議長（平良嗣男）**　副村長。

○　**副村長（島袋幸俊）**　おおぎみファームについては、社長が村役場のほうに見えて、経緯を述べて、今後は撤退していきたいということは伝えております。具体的には、株主総会とかそういうのを経て撤退をしていきたいということになっております。それについても今後公募していきたいということです。撤退する理由として、会社を解散していきたいと。倒産ではなくて、整理していきたいと。そういうこともあって今回撤退する。また親会社であるオオバさんはコンサルタント業でありますので、それで今回製造業に走ったということで、なかなか製造業の厳しさもわかったということもあり、撤退していきたいという説明がありました。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で安里重和議員の質問を終わります。

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　０時０５分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３０分）

---

◇　大　城　佐　一　議員

○　**議長（平良嗣男）**　平均寿命と健康寿命について。１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　これから一般質問を行いたいと思います。

平均寿命と健康寿命について。

わが国の平均寿命は、医学の進歩や生活環境の改善により、世界有数の水準に達している。一方、人口の急速な高齢化やライフスタイルの変化とともに、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病が増加し、要介護者の増加や医療費の増大などが深刻な問題となっている。国が発表した2010年の沖縄県の平均寿命は女性が87.02歳で３位、男性が79.40歳で30位だった。前回５年前の女性１位、男性25位からさらに順位を下げた。男性の平均寿命が全国26位に急降下した2000年の「２６ショック」以降、長寿復活が強く叫ばれ、県においても、県健康増進計画「健康おきなわ2010」を平成14年１月に策定し、その後さらなる「健康・長寿沖縄の維持継承」を目指して「健康おきなわ21」へ平成20年３月に改定した。県計画では「県民の早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的として沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げている「健康・長寿おきなわ」の維持を図り、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期的な目標を設定し、「健康おきなわ21（第２次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を

策定し県民一体の健康づくり運動の展開を図っている。それに踏まえて、平成26年３月定例会で長寿村の復活について質問したが、県の復活プランに準じて村も「健康長寿復活プラン」を策定していくとの答弁であったが策定されたのか。又、平均寿命日本一の目標も大事だと思いますが、65歳以上の国民医療費は20兆円を超えるともいわれ、本村も医療費の削減にもつながる健康寿命の延伸についての取り組みなどを伺う。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　お答えいたします。

私の平成29年度施策方針の中で、健康福祉のむらづくりの推進においても述べましたが、今年度５カ年計画、平成30年から35年で大宜味健康21を策定します。保健師を中心に関係機関と連携しながら大宜味村の健康長寿を目指す指針の策定を進めてまいります。また健康長寿の延伸のための取り組みといたしましては、予防が一番だと考えます。65歳以上の予防教室を社会福祉協議会に委託をしているミニデイサービスがんじゅう教室と一緒に運動機能向上のために事業所から、運動療法士を派遣してもらい実施してきましたが、今年からは手軽にできる体操、100歳いきいき体操を広めて、いつでも自分の時間や仲間たちとともに運動できるような環境づくりや、また継続しているシルバー料理教室では栄養指導を行うなど、健康維持を図る取り組みを推進していきます。働き盛りの壮年層の方については、運動習慣、栄養指導を各区で健康教室を実施する予定です。多くの人が自分自身の健康管理を意識するきっかけにしていただき、地域での健康意識の輪が広がることを願っています。またストレス社会の現代で、心の悩みを抱えている方、家族への支援も引き続き取り組んでまいります。以上で答弁といたします。

**○　議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

**○　１番（大城佐一）**　今の答弁では、これから策定していくということでありますので、ぜひ、平成５年に長寿日本一を宣言しているわけですから、それに向かって、ぜひ復活してもらいたいと思います。いろいろ村長から健康教室などの話もあったんですが、いろいろ見てみると、いろんな健康教室なども、デイサービスの中においても大変取り組みをされていると思います。いろいろ今、村長が心のということであったんですが、この健康寿命をやるには運動、食事、あと今言った心のケアも大変大切だというふうに、各医学者の方がおっしゃっております。それで、健康寿命と平均寿命の差、今本当に健康寿命というのが沖縄県は、日本でも男子が47位で、女子が46位ぐらいなんですね、健康寿命のワーストに入っているのがですね。平均寿命は上がっていても健康寿命というのが下がっているものだから、それにかかる医療費というのも相当かさむわけです。だからそこにおいて、これは私もいろいろ調べたんですが、どうしても調べることができなかったものがありますので、この平均寿命と健康寿命の差を、１歳縮めると、例えばどのぐらいの村の医療費が削減できるのか。その辺をひとつ、後でわかった時点で私に教えてもらいたいと思います。

そこで参考にですね、これは南城市で行われている健康教室を行っている中で、脳梗塞のおそれあり、糖尿病治療、狭心症の疑いで、そこでいろんな一人一人の医療費とデータを出したものがあって、そこで400万円ぐらいかけているわけです。検査料とか全部補助してもらって、こういったものを補助して400万円ぐらいかかってですね、例えば検査をしなくて、この人がこういう病気になって何名の方が、例えば失礼ですけれども、亡くなったのか。こういう計算をした金額がですね、この費用対効果が約１億5,400万円の費用対効果があったと。400万円をかけてこのぐらいの治療費が浮くんだという計算をさ

れたら、治療が南城市では健康教室から生まれたものでありますので、ぜひこういった取り組みをですね、私たちの大宜味村、今まで掲げた長寿村の誇りを、もう一度挽回して、これからの取り組みをお聞きしたいんですけれども。今、最近行われている健康教室に関するものがあると思うので、その辺あればお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

**○　住民福祉課長（宮平和美）**　大城佐一議員、質問をありがとうございます。

今ですね、大宜味村の平成25年度、26年度、27年度と総医療費を算出しましたところ、平成26年度においては３億8,779万円、平成27年においては３億7,381万円という数字が出ております。その中で平成26年度、27年度に比べると2,869万円が伸び率として７％の減となっておりまして、その中で人工透析等を受けられる方においては、平成25年が６名、26年が７名、27年が６名と、１人当たりの医療費が300万円から500万円かかると言われております。その中でやっぱり特定健診の重要性とありまして、今回、大宜味村は平成27年度の受診率ですが、平成28年10月に出された数字でありますが、37.6％しか数字がとっていないんですよ。沖縄県と同規模の市町村と比べるとはるかに下回ってですね、沖縄県は55.7％、同規模の市町村は40.4％と、本当に特定健診を受けるという意識ですね、その辺が低いということになって、それが重要な、生活習慣病とかそういうものにつながっていっているのかなと、重症化する疾患ですね。健康受診者の生活習慣病治療費の１人当たりの金額が9,120円ですが、健康特定健診を受けていない方の生活習慣病の治療費といいますと、４万5,322円とはるかに未受診者の医療費のかかっている金額が明確になっています。そういう意味で予防という観点から、村長もおっしゃいました予防の観点を重視して、今後健康教育、去年から名桜大学の生徒たちと一緒になって旧大宜味小学校体育館で健康検査とか、それからジョイビートという機械を使って健康運動をしようということで進めてまいりましたが、なかなか周知が足りないのか、村民の参加が少ないのが現状で、それは継続することが大切かなと思いまして、平成29年度も一緒になって、そういう健康意識を一緒に考えていけるきっかけになればということで、それも継続していきたいと思っております。各区にも運動、それから健康指導、栄養指導等も、本当に地域に入っていってそういうお話をさせていただいて、健康意識を持っていただくきっかけを、皆さん一人一人の意識というんですか、そういうものに訴えていくというか、そういう取り組みを今後やっていきたいと思っております。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

**○　１番（大城佐一）**　ぜひですね、課長が言ったみたいにこういった取り組みを行って、ぜひ健康復活を目指してもらいたいと思います。

今、課長のほうから医療費の、大宜味村のものがあったんですが、平成26年度が約３億8,000万円、平成27年度が３億7,000万円ぐらいとあったんですが、これたまたま私、平成24年度の医療費のあれを今持っていたので比べたらですね、平成24年度が３億9,000万円ぐらいかかっているわけですね。だんだん年度を越すごとに医療費が下がってきているわけですので、これは健康に対しての意識もあったんじゃないかなというふうに思っております。今、気になったのが、そのときの、前回質問したときのこの資料ですけれども、平成25年度の受診率目標が60％だったんだが、実際の受診率は58.8％で県内５位だったと。平成27年度のものが37.6％ということで、大分下がってきているんですが、その辺はぜひ啓蒙して、特定健診を受けることによっておのおののデータが出て、そこから健康指導していくというふうに大宜味村も保健師がいろいろ見て、いろんな健康指導をやっていると思うんですが、こういったあ

る地域の、これは愛知県の東海市でしたか、特定健診の結果をいろいろデータ的に出して、この人に合った運動のやり方とか、例えば４段階に分けて星１つ、２つ、３つということであるわけです。お互いのものはＡＢＣＤで結果は来るんですけれども、そこの市は星１つに対してはウオーキングのスピードが、１つと４つでは違うわけですね。ウオーキングコースをつくってもらって、じゃあこの人はこっちから星１つまで30秒で行きなさいと、自分のスピードがわかるわけですね。２つの人は30秒でこの距離ということで、こういった一人一人、おのおのに合ったような運動の仕方、ただこの結果が悪く出たからウオーキングしたほうがいいよではじゃないわけですね。この人に合ったようなウオーキングの距離、スピード、こういったものもちゃんと決めてやられているところもあるわけですから、大宜味村のこういったところも加味して、もう少し踏み込んだ手法をやってもらいたいと思います。

あともう１つ、一番大事なのが、ウオーキングもそうなんですが、筋力とるというのも相当重要視されているわけですね。これはある外国なんですが、100歳以上の方が、ある島が人口2,000人なんだが、300人が100歳を超えていると。要するにそういう人たちを100歳を超えて頑張っている人たちのことをセンテナリアンというふうにいわれているんですが、そこの人たちは100歳になっても、これはテレビで見たんですが、自転車も普通の若い者に負けないぐらい、ぶーっと走らせているわけです。これはどういうことがあるかというと、この島国で高低がある地域なものだから、歩くにしても負荷をかけながら歩いていると。坂を上ったりおりたり、仕事するにも坂を上ったりおりたりですね。筋力を鍛えることも大事ということでいわれていますので、そういった筋力トレーニングができるような施設ももう少し整備したらどうかというふうに思っていますので、村長その辺をまたいろいろ加味して施設の充実もやってもらったらどうかと思っております。

これは余談になるんですけれども、私個人的にも、ただウオーキングだけじゃなくて、筋力トレーニングを取り入れた役場のある職員の指導のもとにメニューをつくってもらってやったおかげで、３カ月で９キロぐらい減量しましたよ。今は立派にリバウンドしているんですけれども、もう一度、ことしは一から、ぜひ大宜味村の健康復活のためにみずからも頑張っていくつもりであります。

そしてあと１つ、きょう朝、突飛に名桜大学の、今課長からあったんですけれども、よく名桜大学の方も頑張っているので、こういったジョイビートでしたか、きょうあるみたいでありますので、ちょっときょう参加したいと思います。この中に、きょう初めてこの資料を見たんですが、ある方のものなんですけれども、末梢血液循環分析結果表というのがあって、私はきょう初めて見たんですが、それもいろいろデータ調べたらこういうものが出てきたわけです。これは慶応大学でしたか、先生がですね。微小循環を持っているということが一番長寿の、極めて優性、優れた微小循環を持っているということで、血液の毛細血管が隅々まで行き着いていると。目に見えないレベルの血流のことを微小循環というんですが、これと今、この末梢血液循環分析表とは共通しているところがあると私は思うので、大変興味深く見ているんですが、その辺の細かい、私このジョイビートに一度も参加していないんですが、本当にいい、こういう結果が出るということは大変いいことだと思いますので、きょうが最後ということなんですけれども、次年度も続けてやるようにぜひお願いしたいと思いますが、最後にひとつよろしくお願いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

**○　村長（宮城功光）**　さっき課長からもありましたように、これから健康長寿を復活していくためには、さっきからありますように運動習慣の徹底、あるいは栄養指導、そういう生活の中でのいろんな面

での指導を積極的に各区を回って指導していくんだということを方針の中でも掲げております。ぜひそういう面では地域であるときには、ぜひ多くの村民が参加できるような呼びかけ等もしっかりやっていきたいと思っております。特に名桜大学の皆さんが大宜味村の高齢者の皆さんの健康を調査したり、いろいろ御協力いただいてですね、産業まつり等においても福祉まつりの中で村民の健康づくりのためにいろいろと御指導して、あるいは調査をしたりしていただいていることに対しては本当に感謝を申し上げるわけですけれども、今後もですね、名桜大学の皆さんとの連携をしっかり進めていきたいと思っております。

それと先ほどあった健康器具関係ですね、大宜味村の体協のものですかね、あれ。教育委員会の器具がせっかくあるんですけれども、あまり村民に知られていないという状況もあります。それをですね、ぜひ健康のための活用ができるような仕組みをですね、教育委員会あるいは住民福祉課で調整して進めていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

**○　住民福祉課長（宮平和美）**　すみません、先ほど37.6％と受診率をお話ししたんですけれども、訂正させてください。特定健診の受診率は、平成27年は51.8％であります。先ほど37.6％というのは特定保健指導実施率の数字であります。特定保健指導というのは、健診に引っかかった方を集めて指導するということですけれども、今回、健康と福祉まつりにおいて、初めて表彰式をやったんですね。特に塩屋区の方々が熱心で体重が大きい方で3.4でしたかね、それぐらい減ったということで、真面目に健康教育を受けて、実際体重、また血圧等々が改善されたということで４名の方が受賞しておりますので、ぜひですね、こういう輪が広がって、友達が友達を呼んで広げていったという報告も聞いていますので、ぜひ各区でそういうふうな取り組みをなさっていただけたらと思いますので、その辺は協力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（平良嗣男）**　大城佐一議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

１番　大城佐一議員。

**○　１番（大城佐一）**　どうもありがとうございます。

先ほど終わろうかなと思ったんですが、ちょっと今、思い出したことがありましてですね、今村長が言った器具も、私も器具を、教育委員会のトレーニングジム器具をやってこうして減量の効果もあったものですから、これはただウオーキングプラス筋トレした場合には本当に効果が出てくると思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと課長からの健康教室ですね、塩屋区も私が区長のときから健康診断の、住民福祉課の皆さん、４名ぐらい、一月１回やったわけです。この後、また職員は手当も出ればいいんですが、出ているかこれははっきりわからないんですけれども、その辺、夜来ている分に対してはこの分を対応する時間外の手当も出してもらって、ぜひこれだけは続けてもらいたいと思います。区の皆さんもこういったものに対しては何か興味があるみたいですので、内々ではですね、あと何キロヤシランネーならんとか、こういうふうにいろいろ意識が出てくるわけですね、やるからにはですね。その辺をもっと充実してもらいたいと思います。

最後に言い忘れたんですけれども、お互い近隣３村の、これは県から出ているデータと思うんですが、大変興味深いあれがありまして、３村では大宜味村が一番健康かなと思ったら、健康じゃなくて、健康

な期間がですね、長いデータが、国頭村がですね、例えばゼロ歳から平均余命ですね、これは国頭が大体85歳ということで出ているんだが、国頭が男で平均寿命が75.85歳で、健康寿命74.34歳で、この開きが1.5落ちなんですね。大宜味はこの開きが2.01あるわけなんです。国頭より大宜味は悪いわけです。東も1.45、この３村では男のほうは悪いわけなんです。東の平均寿命と健康寿命の開きが1.45ですね、大宜味が2.01、国頭が1.51、これは男子の問題ですね。しかし、女子はまた国頭が3.24、大宜味が3.45で、東が飛び抜けて5.94ということで、女子も国頭に負けていますね。平均寿命は大宜味は上ではあるんですが、健康寿命と平均寿命の差が北部３村でも負けというか、これは勝ち負けの問題じゃないんですけれども、ちょっと劣っていますので、その辺をぜひ縮めてもらいたいと思います。

それからこれは、これもテレビから見たんですけれども、ウオーキングでも村長のほうもよくウオーキングして頑張ってはいるんですけれども、きょうは何万歩歩いたとかよく話があるんですけれども、やっぱり8,000歩が限度といわれていますので、8,000歩以上になると害が返ってくるという話も出ております。この歩く歩数によって、その中に何分かは早歩きを入れたら余計効果が出るというふうにデータが出ていますので、これは例えば8,000歩歩いて20分は早歩きするとした場合にどれぐらいの効果が、これはどういう病気に効果があるかというと、8,000歩歩いて20分を早歩き、これは高血圧とか糖尿病、脂質異常、メタボリック、こういったものに効果があるみたいです。あといろいろ、7,000歩歩いて15分を早歩きしたら動脈硬化とか、一部のがんに効果があるとか、いろいろデータも出ていますので、こういった歩く歩数と早歩きをどういうふうに組み入れてやったほうがいいかということでですね、取り入れたらどうかというふうに指導もやってもらったらいいかなと思います。これは横浜市のデータで出ていたんですけれども、横浜市もこういったいろいろ取り組みをして１日8,000歩を目安に早歩きを20分ということでこれ奨励して、人口の５％がこういう取り組みをした場合、あとの95％の人を含めても年間の医療費が約１万円ぐらい、１人に対して削減ができるというデータもありましたので、その辺を加味してこれからの取り組み、行政、議会、地域かかわって、沖縄県は2040年といっているんですが、我が大宜味は過去には日本一だったものですから、早目の対策を打って県より先に長寿日本一復活することを祈って終わりたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で大城佐一議員の質問を終わります。

---

◇　仲井間　宗　利　議員

**○　議長（平良嗣男）**　次に村道根路銘、上原線の改修は。３番　仲井間宗利議員。

**○　３番（仲井間宗利）**　村道根路銘、上原線の改修は、について質問をさせていただきます。

村道根路銘・上原線は平成24年度から改修工事が進められておりますが、その年の８月の台風15号の影響で山崩れが発生して不通となり４年が経過しております。崩壊箇所は県が災害復旧工事として施工し終了していると聞いておりますが、それでも現在も通行どめとなっております。

災害後、本村道が利用できなくなり、日常生活及び農作業等に支障を来している状況であります。根路銘、上原区民は一日も早い開通を望んでおります。現在のところ開通に向けて現場説明等もやっていると思いますけれども、現在の進行状況をお伺いいたします。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　お答えします。

私も村道根路銘上原線の早期開通を強く望んでおり、両区民には大変迷惑をかけております。また本事業の説明会等を行い、区民への協力をお願いしているところであります。現在は、議員御指摘のとおり平成24年度の災害により崩壊した現場であり、現在に至るまでさまざまな機関と調整を行い、災害箇所の復旧に努めてまいりました。今年度沖縄県の治山事業、災害復旧事業による事業が年度前半に完了しておりますが、村道の災害箇所の復旧が現段階でまだ完了しておりません。そこで村としても早期開通を目指し、今年度まで行ってきた防災社会資本整備事業交付金、ソフト事業から条件的に優位な事業、沖縄振興公共投資交付金への事業変更を行い、安全、安心な生活道路としての機能回復を図ってまいります。以上、よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　３番　仲井間宗利議員。

**○　３番（仲井間宗利）**　村長から前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

平成26年８月に根路銘、上原の両区からの工事の請願書、平成28年５月には上原区からの要請、８月には上原区からの工事請願等が出されております。そしてこの年の12月の根路銘区からは、以前農業用水として使われていた水道は、崩壊のときにはやっていない状況だったんですけれども、今、上原のほうから改修工事が進められております。その作業状況のクイチということで施工されているということであります。その影響かちょっと知らないんですけれども、今一切農業用水を使われているものが枯れてしまったということがあったそうです。それも工事の影響ではないかといわれておりますが、その点をお伺いいたします。

そして今、村長からもありましたとおり資料を見ますと平成28年度で終結ということで、今年度の予算では工事自体は計上されていないように思われましたけれども、また工事予算の出所の違いだということでいわれておりますけれども、それをあわせてもう一度お伺いしたいと思います。

**○　議長（平良嗣男）**　建設環境課長。

**○　建設環境課長（新城　寛）**　お答えしたいと思います。

まず、村長のほうからも御説明がありましたが、現状の報告も詳しくやっていきたいと思っております。平成24年度に崩れた災害箇所については、先ほども村長が述べたように、村道より上部の部分は県の治山事業により復旧を終えているところです。しかしながら、村道より下部の部分ですね、下部ののり面工については、まだ村道改良事業がなされておらず、大変御迷惑をかけております。現在のブルーシートで養生している中ではございますが、風等の影響があり、かなり亀裂が発生している状況ではあります。その中でも新年度、このシートをもう少し強度の強いものを、それによって対応していきたいと考えているところです。先ほども話がありました。事業のほうが、予算のほうがなかなかつかない事業で、現在、平成28年度まで行ってきました。それがハード事業に乗っけることによって事業費の確保を図ることで、早期の事業完了を行いたいと考えていて、根路銘、上原区民には説明会も２回ほど行いながら説明をしてきたところです。事業期間としては、平成29年度にこのハード事業に乗せることができなくて、平成30年度からの事業開始になります。この事業においては５カ年事業でありますが、説明会でも説明したように、なるべく早い早期の解決、目標としては平成34年度を目標に、我々としてはやっていきたいということで県との調整を図っているところです。ただ、先ほども述べましたように、なかなか予算のほうが厳しい状況であります。この沖縄振興公共投資交付金、ハード事業に乗せかえるわけですが、予算の配分が非常に厳しいと。ただし、この災害箇所についてはかなりのボリュームがあって、この区間だけでも１億3,000万円ほど、済みませんちょっとお待ちください。そうですね、そ

の箇所について１億3,000万円ほど１カ所でかかると。ですからその事業費をつけるために県との調整を行っております。

先ほどの湧き水、根路銘区の水の件につきましては、その湧き水についても説明会の中でも話をしております。実際にくい打ちの工法がありまして、ミルクセメントの注入があり、その影響が出ているんじゃないかと区長のほうから、区民のほうからもお話しがありました。その現状を踏まえながら、我々も現在その場所を観察しながら、現段階では水のほうが少なくなっているのを確認はしております。今渇水時期というか、雨が降っている中ではありますが、水がたまらない状況も確認していますので、ここにつきましては区民の皆さんとの話し合い、それと経過観察ということで事業を行っている中で、確認をしながら今後の対応を考えていきたいと、そういうふうなお話しをさせていただいております。

それとあわせて、根路銘上原線の道路をどうにか、仮にでも通してもらえないかという話もございました。現在、安全のほうが確保されないという中での通行は、協力していただいて通行どめにしていただいているんですが、先ほども事業を行い、災害箇所を復旧できた場合には村としては一時的な通行をやっていこうとかと。安全の確保ができ次第、片道でも通行させるような予定で考えております。

**○　議長（平良嗣男）**　３番　仲井間宗利議員。

**○　３番（仲井間宗利）**　今、事業、対応等いろいろ説明を受けましたけれども、改修についてはお互い村、予算、いろいろあろうかと思うんですけれども、向こうの場合には災害が発生しておりますので、できるだけ早目の改修ということで進めていただければ、非常に区民としても助かるのではないかと思っております。課長がおっしゃいました、できるだけ人がでも歩ける状態をつくってほしい、やりたいということを言っておりますので、村単費じゃなくて、災害等のもので予算がとれるものであれば、当局を通して頑張って、早目に進めてもらいたいと思います。終わります。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

---

◇　金　城　　勇　議員

**○　議長（平良嗣男）**　次に石巻市との交流事業について。４番　金城　勇議員。

**○　４番（金城　勇）**　石巻市との交流事業について伺います。

東日本大震災から６年が経ち、まだまだ復興もままならない状態だと思いますが、石巻市とは、宮城新昌氏の顕彰碑再建の活動をきっかけに交流が行われております。石巻市からは、カキ・ホタテを中心に石巻市の物産を販売に来てもらっています。石巻市の市民のみならずカキ養殖や水産業に携わる方々の宮城新昌氏に対する感謝の思いは深いものがあります。そこで、わが大宜味村の偉人の生きざまを学ぶことやその地の歴史・文化や産業などを学び交流することが必要だと思います。また、震災を風化させない、災害の対策やその他の防災等、政策を含めた交流を通して学ぶことが大いにあると思います。これから石巻市との交流をもっと密にして発展させていくことを望むが、どう思うかお伺いします。

**○　議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

**○　村長（宮城功光）**　お答えいたします。

大宜味村の偉人世界のカキ王と呼ばれた宮城新昌氏の東日本大震災により被災した顕彰碑再建活動をきっかけに石巻との交流が行われ、平成24年度の村産業まつりより毎年参加していただき、石巻とのつながりを強く認識しています。震災後、初めて開催された平成27年度の石巻大漁祭りから村内団体とと

もに参加しています。平成28年度はシークヮーサー青切りを130キロ提供し、カキ等、海産物との活用をしてもらっています。今後の交流につきましては、宮城新昌氏偉大な功績を学ぶとともに、人的交流や文化的交流を推進していきたいと考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　４番　金城　勇議員。

○　**４番（金城　勇）**　答弁がありましたように、前向きにやっていきたいというお気持ちだと思います。それで予算化することが大切だと思いますので、その予算を、今苦しい体制の中で、どう工面していくかが検討事項だと思いますが、今回提案されています議案第14号で、大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例が提案されています。産業、福祉などが加えられたのは人材育成を幅広い分野で行うため、提案されていると説明がありました。この基金をもっともっと活用して人材育成を行っていきたいという思いだと思います。この人材育成基金の活用については、以前からももっと有効な活用方法があるのではないかということが議員あたりからもありましたので、これから交流するに当たり、やはりこの新昌氏の、あえて新昌氏らの功績と言いたいと思いますが、新昌氏を周りで支えた人たちもすごく貢献していると思いますので、そういう方々も含めて、やはり大宜味ンチュの功績を称えつつ、次世代に語り継ぎながら交流を継続することで産業面での取り組み、我がむらの物産の活用や石巻の物産の活用、お互いのむらとまちが交流することで活性化に結びつけると思いますので、この予算の確保についても、この辺を答弁していただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　私も平成27年から、石巻の大漁祭りというのが毎回10月の中旬に漁港のほうであるものですから、私も平成27年、28年に行ってまいりました。その中で、オープニングのときに挨拶も指名されて、私のほうからやっております。そういう意味では、今後こういうつながりを大切にしながら、先ほど議員からありましたように、やっぱり産業の交流とかいろんな形で進めていけるように、先ほどもあったように人材育成基金を活用してできる方法を、皆さんのほうからその審議の中でも石巻に派遣する、そういう場合も使えるような方法ができるかどうか、その辺も審査員の皆さんの御意見を聞きながら進めていきたいというのと。あるいは、また村内の各種団体の皆さんのほうの資金づくりを一緒になって、チャリティーをして資金づくりをするような方法も考えながら、派遣される皆さんに負担がかからないような形の交流ができたらという思いで、今回、ことしの10月15日に石巻の大漁祭りがありますから、ぜひそういう中に10名ほどの皆さんを派遣していきたいというふうな思いをしております。

○　**議長（平良嗣男）**　４番　金城　勇議員。

○　**４番（金城　勇）**　予算の確保については、チャリティーなども含めてやりたいということで、それから行く日程も決められているようで本当に心強いんですが、村長はたびたび出張に行かれて、トップセールス大変御苦労さまだと思いますし、大変上等だと思いますが、やはりトップセールスも大事だし、職員、村民、幅広い世代で交流することが大切だと思いますし、この３・11以来の震災を風化させずに関心を持ち続けることが支援につながっていくと思います。全てを失った地で復興する姿に活動を見ることは、我がむらの少子高齢化対策や若者、また定住者を呼び込むためのヒントにもなると思います。そういうことを心がけて職員を初め、村民もこういう交流にどんどん巻き込んでいって、これからも継続してやっていってほしいと思います。終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で金城　勇議員の質問を終わります。

◇　宮　城　辰　徳　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に住民と行政が協働したむらづくりについて。５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　12月定例会でもやりましたけれども、私のミスで十分なる回答が得られなかったので再度させていただきます。

住民と行政が協働したむらづくりについて。

本村の第５次総合計画の中で「住民と行政が力をあわせて協働の取り組みをすすめ、住民一人ひとりが主役になれるむらづくりに取り組んでいきたいと思います。」とありますが、具体的な行動指針があるのかどうか、あれば示していただきたい。又、住民と協働したとは、具体的にどういうことでしょうか。それと行動主体はどこなのかについてお伺い、３点についてお伺いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議員本人もおっしゃっておりましたように、本質問につきましては、昨年12月の平成28年第９回定例会において同様の質問がありまして、回答をしておりますけれども、そのときも話しておりますけれども、挨拶の中の協働というふうな言葉を引用しているのか、ちょっとはっきりつかめないんですけれども、実際に、村の具体的な指針につきましては、大宜味村の第５次総合計画で村民参加による村政の推進が具体的な指針となるわけです。計画の方針、基本政策などで示されております。行動主体につきましては、施策等を提案する主体がどこになっているのかにおいても違いもありますが、村政施策に対しては村が主体となります。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　私が聞いているのは、協働という考え方を村長はどう考えているかというのをお聞きしたいんです。第５次総合計画の中できちんとうたわれているわけですよね。そういう協働という、お互いこれから新しい形のそういういろんな施策を進めていくという考え方のもとだということで、私も前も述べたように感動したと、進め方が変わってくるんだなということを私は言っているわけです。

それで、これから、前回も言いましたけれども、地域の人たちがいろいろ、これからできるものは地域でやっていくということが協働だと、ここでちょっと読みますとですね、行政も地域の一員として市民の、ごめんなさい。行政もまた行政市民という名の市民であり、協働は責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として市民の目線で協働に携わることが望ましいとされていてですね、そういったものをお互いの、行政がやるとかそういうことではないんですよね。そういう思いで私はこう書かれていると思ったわけです。そういうことをすることによって、我々、市民がいろいろ行動していく中で、手を挙げて地域の行事、行事といいますか、改善をしていく中で国からの予算がとれるんだったらそのように任せていくと、前も副村長が言ったように行政は忙しいんだというふうな話も。ですから、そういったものを、中ですね、この言葉がすばらしいなと。そういう中での話ですから、今の回答ではこの協働という意味が成り立たないと思うんですよ。もう一度、お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　この大宜味村の基本計画、その文章の中での質問のようであります。26ページのものだと思うんですけれども、ここで言う協働とは、やはり村が進めていく、あるいはまた村の行政懇談会で出てくる課題に対して一緒にできるか、一緒にできるようなものを一緒にやっていくんだとい

うふうな、そういう形の協働の関係をというふうなことをうたっているわけです。ほかに、村民がこういう事業をしたいから、ああそうですか、じゃあ村も、行政もじゃあ皆さんに任せましょうとか、そういうことではないと思うんですね。このことについて村行政を進めていく中では、村の基本的な政策を進めていく、あるいは第５次基本計画を進めていく中にはいろんな事業があります。それに対して、やはり協働できるもの、あるいは村独自でしなければできないもの、そういうものをうたっているのがこの協働というふうなことだと理解をしていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　行政のいろんな事業というものは、それは今村長がおっしゃるとおりだと思います。そう今までやってきたいろんな行政の、いろんな事業関係のものが初めて協働という名前を使っているわけです。その意味からすると、ちょっと趣旨が違うなというふうに感じるものですから２回も質問させていただいているんです。要するに、行政がいろいろやりながら、こういうものは村民におろしてやるんだというふうな、何かそういうものもあってそういう考え方を入れたのかということをお聞きしたかったんです。今までどおりのやり方なんだけれども、この言葉を使ったということなのか。それとですね、これからもう本当に特に変わらないんだということなのか、これはいろいろ辞書で引っ張ってみると、この協働の概念とかありますけれども、そういったものとは違うのかどうかお聞きしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　さっきも言ったように、この協働の関係というのは、さっきも私が申し上げましたように、いろんなこの地域において、例えば観光関係でしたら塩屋成人会にやってもらっているそういう事業とか、そういうものでも協力してもらうという意味でのものだと、村民参加による村政の推進の１つだと私は思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　宮城辰徳議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。５番　宮城辰徳議員。

○　**５番（宮城辰徳）**　ありがとうございます。

やはりそういう大きな計画の中でうたっているんですから、それをきちんと理解しながら、そういうものを進めていくのが本来の姿だと私は思います。そういうすばらしいものの考え方で、今後、中のものをもっともっといろいろ検討しながら進めていっていただきたいと思って、これにて終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

**◎散会の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。お疲れさまです。

（午後　２時３３分）

# 平成２９年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第４号）平成29年３月21日

１．開議、散会の日時

開　　議（平成29年３月21日　午後０時10分）

散　　会（平成29年３月21日　午後０時20分）

２．出席議員（９名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番議員 | 大城佐一 | ６番議員 | 前田　孝 |
| ３番議員 | 仲井間宗利 | ７番議員 | 安里重和 |
| ４番議員 | 金城　勇 | ８番議員 | 吉濱　覺 |
| ５番議員 | 宮城辰徳 | ９番議員 | 東　武久 |
| | | 10番議員 | 平良嗣男 |

３．欠席議員（１名）

２番議員　新城一智

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 村長 | 宮城功光 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 大城　武 |
| 副村長 | 島袋幸俊 | 建設環境課長 | 新城　寛 |
| 総務課長兼村史編纂室長 | 神里富松 | 会計課長 | 山城咲代 |
| 総務課参事 | 大嶺　実 | 教育長 | 米須邦雄 |
| 財務課長 | 知念和史 | 教育課長 | 山城　均 |
| 住民福祉課長 | 宮平和美 | 選挙管理委員会書記長 | 神里富松 |
| 企画観光課長 | 福地　亮 | 監査事務局長 | 宮城　豊 |

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 宮城　豊 | 主任 | 前田　望 |

６．議事日程（第４号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 議　　案<br>第１７号 | 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号） | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 2 | 議　　案<br>第１８号 | 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号） | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 3 | 議　　案<br>第１９号 | 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号） | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 4 | 議　　案<br>第２０号 | 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号） | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 5 | 議　　案<br>第２１号 | 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | 委員長報告<br>質疑～表決 |

---

**◎開議の宣告**

**○　議長（平良嗣男）**　こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後　０時１０分）

---

**◎議案第１７号～議案第２１号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第１　議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）、日程第２　議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、日程第３　議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）、日程第４　議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）及び日程第５　議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の５件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大　議　第　４２号

平成29年３月21日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

予算審査特別委員会

委員長　大　城　佐　一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第17号 | 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号） | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第18号 | 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号） | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第19号 | 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号） | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第20号 | 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号） | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第21号 | 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | 原案可決<br>全会一致 |

（大城佐一予算審査特別委員会委員長　登壇）

○　**予算審査特別委員会委員長（大城佐一）**　ただいま議題となりました議案第17号から議案第21号までの５件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）の主な内容は、実績に伴う補正で、115,551千円の減額補正であります。11件の事業等の繰越明許費、11件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）、議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）及び議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の４件については、実績等による補正であります。

議案第17号から議案第21号の５件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げて報告といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号　平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第６号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号　平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号　平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号　平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号　平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**◎休会について**

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。委員会審査のため３月22日及び23日の２日間は、休会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって３月22日及び23日の２日間は、休会することに決定しました。

---

**◎散会の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後　０時２０分）

# 平成２９年第３回大宜味村議会定例会会議録

（第５号）平成29年３月24日

１．開議、閉会の日時

開　　議（平成29年３月24日　午後２時00分）

閉　　会（平成29年３月24日　午後３時24分）

２．出席議員（９名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番議員 | 大　城　佐　一 | ６番議員 | 前　田　　孝 |
| ３番議員 | 仲井間　宗　利 | ７番議員 | 安　里　重　和 |
| ４番議員 | 金　城　　勇 | ８番議員 | 吉　濱　　覺 |
| ５番議員 | 宮　城　辰　徳 | ９番議員 | 東　　武　久 |
| | | 10番議員 | 平　良　嗣　男 |

３．欠席議員（１名）

２番議員　　新　城　一　智

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な　　し

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長　　宮　城　　豊　　主　　任　　前　田　　望

６．議事日程（第５号）

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 議　　案<br>第　７　号 | 大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 2 | 議　　案<br>第　８　号 | 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 3 | 議　　案<br>第　９　号 | 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 4 | 議　　案<br>第１０号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 5 | 議　　案<br>第１１号 | 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 6 | 議　　案<br>第１２号 | 大宜味村税条例等の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 7 | 議　　案<br>第１３号 | 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 8 | 議　　案<br>第１４号 | 大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 9 | 議　　案<br>第１５号 | 大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 10 | 議　　案<br>第１６号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 11 | 議　　案<br>第２２号 | 平成29年度大宜味村一般会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 12 | 議　　案<br>第２３号 | 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 13 | 議　　案<br>第２４号 | 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 14 | 議　　案<br>第２５号 | 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 15 | 議　　案<br>第２６号 | 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 16 | 議　　案<br>第２７号 | 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 17 | 陳　　情<br>第　１　号 | 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情 | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 18 | 意　見　案<br>第　１　号 | 日米地位協定の見直しに関する意見書 | 提案説明<br>付託省略 |

| 日程番号 | 事件番号 | 件　　名 | 摘　要 |
| --- | --- | --- | --- |
| 19 | 意　見　案<br>第　２　号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 | 提案説明<br>付託省略 |
| 20 | 意　見　案<br>第　３　号 | 沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を求める意見書 | 提案説明<br>付託省略 |
| 21 | | 議員派遣の件 | |

---

**◎開議の宣告**

**○　議長（平良嗣男）**　こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後　２時００分）

---

**◎議案第７号～議案第１４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第１　議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、日程第２　議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、日程第３　議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第４　議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第５　議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第６　議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例、日程第７　議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例及び日程第８　議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例の８件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

休憩します。

（午後　２時０４分）

---

**○　議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０５分）

---

大　議　第　４５号

平成29年３月22日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

総務常任委員会

委員長　吉　濱　　覺

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第７号 | 大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第８号 | 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第９号 | 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第10号 | 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第11号 | 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第12号 | 大宜味村税条例等の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第13号 | 大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第14号 | 大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |

（吉濱　覺総務常任委員会委員長　登壇）

**○　総務常任委員会委員長（吉濱　覺）**　ただいま議題となりました議案第７号から議案第14号までの８件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長、及び教育課長の出席を求め、３月22日午後２時から審査をいたしました。

議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の報告をします。国では、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、その施行期日を定める政令が公布されました。その中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い関係条例を整備するものであります。条例の整備の内容は、法律において第19条第８号及び第26号が追加されたことに伴い、本条例への新たな引用、引用している条、号のずれの修正となっております。第１条では大宜味村個人情報保護条例の一部改正、第２条では大宜味村行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をそれぞれ規定し、平成29年５月30日から施行することとなっております。

次に議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の２件については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、関係条例の整備をするものです。改正の主な内容は、議案第８号は、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護時間を無休とする規定となっています。議案第９号は、育児休業等の対象となる子の範囲の追加、育児休業が取り消された後に再度申し出が出来る特別の事情の追加、介護時間の新設などとなっています。この条例は平成29年４月１日から施行することとなっております。

次に議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくもので、扶養手当額の改正となっています。主な改正内容は、扶養対象の子と孫の分別、配偶者の手当額の6,500円への引き下げ、子の手当額の10,000円への引き上げなどとなっています。附則には、平成29年４月１日から施行するとし、平成30年３月31日までの間の特例措置を定めております。

次に議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づくもので、扶養手当に関する規定を大宜味村職員の給与に関する条例と均衡を図るための改正となっています。改正内容は、扶養対象の子と孫の分別となっています。この条例は平成29年４月１日から施行することとなっています。

次に議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例の報告をします。まず、大宜味村税条例の一部を改正する条例を１条と２条に、平成26年条例第８号にて改正した附則一部改正を第３条で改正する３条立てになっています。主な改正内容は、第１条では、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を２年間延長する整備で、公布の日から施行することになっています。また、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例、現行の措置を１年間延長する整備で、平成29年４月１日施行することになっています。第２条では、軽自動車税に「環境性能割」が新設され、現行の軽自動車税の名称が「種別割」と定義されたことによる納税証明事項に係る規定の改正をしています。また、延滞の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う規定の整備や法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う規定の整備、及び軽自動車に係る自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、平成31年10月１日付で自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設し、現行の軽自動車税は「種別割」とすることとされたことに伴う整備であります。第３条では、平成26年条例第８号にて改正した附則の一部改正を今回、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっています。なお２条から３条までは、平成31年10月１日から施行することとなっております。

次に、議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附金条例の一部を改正する条例については、第５次総合計画の基本目標に基づき「教育・歴史文化」に改めるものです。平成29年４月１日から施行することとなっています。

次に議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例は、平成19年に設置されましたが、幅広い分野で人材育成を目的に「文化、スポーツ、産業、福祉等及び行政」に改めるものです。この条例は平成29年４月１日から施行することとなっています。

議案第７号から議案第14号までの８件について、質疑、討論はなく、全会一致でもって可決すべきも

のと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第７号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号　大宜味村個人情報保護条例及び大宜味村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第７号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第８号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８号　職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第８号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第９号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号　大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第９号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第10号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第11号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号　大宜味村税条例等の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号　大宜味村むらづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第13号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号　大宜味村人材育成基金条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第14号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**◎議案第１５号及び議案第１６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第９　議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例及び日程第10　議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の２件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大　議　第　４４号

平成29年３月22日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

経済建設常任委員会

委員長　大　城　佐　一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第15号 | 大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第16号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決<br>全会一致 |

（大城佐一経済建設常任委員会委員長　登壇）

**○　経済建設常任委員会委員長（大城佐一）**　ただいま議題となりました議案第15号及び議案第16号の２件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、３月22日午前10時から審査をいたしました。

先ず、議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について報告します。農業協同組合法等の一部改正等の法律において農業委員会等に関する法律が改正されたため関係条例を整備する必要があるため本条例を制定するものであります。農業委員を５名、農地利用最適化推進委員を７名とするものであります。附則の１項では、この条例は、平成29年４月１日から施行することとし、２項では大宜味村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止すること、３項では現在の農業委員が在任する間は、従前の例によるとする、経過措置を定めております。

次に、議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。本条例は議案第15号の制定に伴い、農業委員会会長職務代理者、月額、47,000円と農地利用最適化推進委員、月額、35,000円を加えるものであります。この条例は平成29年10月１日から施行することとなっております。

議案第15号及び議案第16号の２件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号　大宜味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第15号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第16号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**◎議案第２２号～議案第２７号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第11　議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算、日程第12　議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第13　議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第14　議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第15　議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第16　議案第27号

平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算の６件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 ４８号

平成29年３月24日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

予算審査特別委員会

委員長　大　城　佐　一

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第22号 | 平成29年度大宜味村一般会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第23号 | 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第24号 | 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第25号 | 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第26号 | 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |
| 議案第27号 | 平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算 | 原案可決<br>全会一致 |

（大城佐一予算審査特別委員会委員長　登壇）

**○　予算審査特別委員会委員長（大城佐一）**　ただいま議題となりました議案第22号から議案第27号までの６件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、３月23日及び24日の２日間にわたって審査を行いました。

議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算は、総額30億４千864万１千円で、主に、沖縄振興特別推進交付金などによるもので、対前年度２億４千235万１千円減額の、7.4％の減となっております。減額の主な要因としまして、学校建設事業費の減によるものです。

議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額６億６千62万１千円で、対前年度２千463万２千円減額の、3.7％減となっております。

議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額１億９千３百41万６千円で、対前年度４千919万６千円増額の34.1％の増となっております。

議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額３千253万２千円で、対前年度929万６千円増額の40.0％の増となっております。

議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額３千440万５千円で、対前年度20万１千円減額の0.6％の減となっています。

議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入481万１千円、収益的支出338万４千円となっております。対前年度、収益的収入は、40万５千円、収益的支出は、40万５千円の減額となっており、収入と支出の差額、142万７千円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入５千円、支出５千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、５会計の予算総額は、39億６千961万５千円で、対前年度２億869万２千円減額の5.0％の減となっております。

議案第22号から議案第27号の６件については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号　平成29年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号　平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号　平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号　平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号　平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号　平成29年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

**○　議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**◎陳情第１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第17　陳情第１号　「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大　議　第　４６号

平成29年３月22日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

総務常任委員会

委員長　吉　濱　　覺

## 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

| 受理番号 | 受　理年月日 | 件　　名 | 審査の結　果 | 委員会の意見 | 措　　置 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 平成29年２月13日 | 「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情 | 採　　択 | 意見書の送付が妥当 | 地方自治法第99条の措置 |

（吉濱　覺総務常任委員会委員長　登壇）

**○　総務常任委員会委員長（吉濱　覺）**　ただいま議題となりました陳情第１号について、３月22日午後２時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第１号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

**○　議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第１号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第１号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

**○　議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第１号　「沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

**○　議長（平良嗣男）**　起立多数です。

したがって陳情第１号は、採択することに決定しました。

---

**◎意見案第１号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第18　全員発議により提出されました意見案第１号　日米地位協定の見直しに関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。４番　金城　勇議員。

（４番　金城　勇議員　登壇）

**○　４番（金城　勇）**　意見案第１号　日米地位協定の見直しに関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成29年３月24日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

提出者　金城　勇　大城佐一　仲井間宗利　宮城辰徳　前田　孝　吉濱　覺　安里重和

賛成者　東　武久

提案理由　米軍基地から派生する様々な事件・事故等からの国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要があるため。

日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31の都道府県に131施設、約９万８千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約71％を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後71年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、50年以上もの間、１度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生する様々な事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年３月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上、御審議お願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって意見案第１号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第１号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第１号　日米地位協定の見直しに関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって意見案第１号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎意見案第２号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決**

**○　議長（平良嗣男）**　日程第19　全員発議により提出されました意見案第２号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。７番　安里重和議員。

（７番　安里重和議員　登壇）

**○　７番（安里重和）**　意見案第２号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成29年３月24日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

提出者　安里重和　大城佐一　仲井間宗利　金城　勇　宮城辰徳　前田　孝　吉濱　覺

賛成者　東　武久

提案理由　国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するため。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年３月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上、よろしくお願いします。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって意見案第２号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第２号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第２号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって意見案第２号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎意見案第３号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第20　吉濱覺議員外３名より提出されました意見案第３号　沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。８番　吉濱　覺議員。

（８番　吉濱　覺議員　登壇）

○　**８番（吉濱　覺）**　意見案第３号　沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成29年３月24日

大宜味村議会議長　平良　嗣男　殿

提出者　吉濱　覺　金城　勇　前田　孝

賛成者　東　武久

提案理由　沖縄の民意を真摯に受け止め、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求めるため。

沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を求める意見書

国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たず、また、地域に住む人々の安全を脅かすものであってはならないことから、国には地方自治を尊重する義務があると考えます。

今日の沖縄をめぐる米軍基地問題において、沖縄県民の意思を無視した安倍政権による辺野古新基地建設・高江ヘリパット建設（以下、「米軍基地建設」という。）の強行は、日本国憲法で保障された「地方自治」の危機と言わざるを得ません。

沖縄県民の「普天間基地の即時閉鎖・撤去」「辺野古移設断念」への強い民意は揺るぎないものとなっており、だれもその事実を否定できるものではありません。

米軍基地建設に反対する多くの住民を機動隊等により強制排除し、憲法が保障する集会・言論の自由を制限して、工事は強行されています。これまで行われた名護市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙、参議院選挙において繰り返し示された沖縄県民の民意を踏みにじり、米軍基地建設を強行することは、民主主義と地方自治の重大な侵害と言わざるを得ません。

沖縄は、先の大戦では本土防衛の捨石とされ、日本で唯一の地上戦に巻き込まれた結果、当時の沖縄住民の４人に１人が命を奪われ、県土は焦土と化しました。終戦後、1952年のサンフランシスコ講和条約発効で沖縄は日本から切り離され、1972年の施政権返還までの27年間米軍占領下におかれ、民主主義の蹂躙、人権と平和と社会主義が無視されるという、苦難と忍従を強いられました。

今年は戦後72年を迎えますが、現在でも日本国土面積の0.6％の沖縄に、在日米軍専用施設の約70％が集中し、基地あるが故の事件、事故に苦しめられています。日米両政府は沖縄の民意を無視し、日本の天然記念物であり国際的な絶滅危惧種であるジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む5,300種以上の海洋生物が生息する生物多様性に富んだ辺野古・大浦湾の埋め立てや、特別天然記念物のノグチゲラやヤンバルクイナをはじめ貴重な固有種が息づく高江の森の環境を破壊し、米国海兵隊が使用する新基地建設・機能強化を強行しています。

地方自治体を国の都合で一方的に従わせるようなやり方は、地方自治の理念を損なうものです。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もありません。

国の政策と地方自治体の住民意思との間に溝が生じたときこそ、国は地方自治の原則を尊重し、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、国と住民意思との溝を埋めることに努めることが必要です。このような見地から、本村議会は下記事項の実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１、沖縄の基地問題に関しては、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を踏まえて対応すること。

２、沖縄県民の民意を真摯に受け止め、米軍基地建設計画を断念すること。

平成29年３月24日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先　内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

以上です。

**○　議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。１番　大城佐一議員。

**○　１番（大城佐一）**　ただいま提出者からの意見書に対する説明の文言の朗読がありましたが、「沖縄の民意」とはどういったことを言っているのか、１つ目。

２つ目に、「憲法で保障された地方自治の危機と言わざるを得ません」ということと、その中でジュゴンの問題やサンゴの問題、あとヤンバルクイナ、ノグチゲラ、天然記念物の問題も出ていますが、これ憲法で保障された地方自治とはどういうかかわりを持っているのか、その辺を御説明お願いしたいと思います。

（休憩を求める者あり）

**○　議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　３時０５分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時０６分）

---

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　佐一議員から、沖縄の民意とはどういうことかというのは、ここでももちろん選挙の話もしておりますけれども、この民意というのは、やっぱり私たちは基地に頼らない沖縄県をつくっていこうと、それが民意だと言っております。沖縄は、全国の0.6％でしたか、その中で米軍占用施設が約71％あると、これが過重になっているということで、これが不公平だと。それで米軍基地や新たな基地とか、それは沖縄には相応しくないということで、それが民意だと捉えております。

それから憲法で保障された自治の危機というのは、憲法では自治法もほかの法律もみんな同等であり、一方的に国が押しつけることはいかがなものかと。それで私たちは法律でもって地方自治も守られているということで、それがないがしろにされているんじゃないかということで危機とうたっています。

それとあと、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ジュゴンやアオサンゴ、これは日本の天然記念物、貴重生物だということで、これも天然記念物というふうな、特別記念物の保護条例もあるわけですから、それは基本的に保護していくというのは私たち人類も生物も同じことで、守っていくということで認識しています。

○　**議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　今、民意と地方自治の答弁があったんですが、この意見書の中身は地方自治の堅持、民意を尊重しというふうにありますので、要するに民意はそこに書かれているとおり、もうこれを見ると名護市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙、参議院の選挙に勝ったから民意と。一応これは勝っているわけだから、民意と言わざるを得ないかもしれませんが、しかし民意とは、住民の意思のことであるが、民意とは常に漠然としたものとしてあり、おおむね為政者側の用語として用いられる。為政者とは政治を行う人、その政治を行う人がよくこの民意という言葉を上げるというところである。しかし、こういった場合、お互いが討論する場合にはどちらにも民意はある場合には、いかにそれっぽい民意を持ち出すかが重要だという、この民意の意味があるので、ただ選挙で勝ったから沖縄の民意でしょうと。しかし、あと残された側、負けた人たちは民意、沖縄県民じゃないのかというふうにも思われかねません。

それと答弁の中で、法律で守られているというふうに言われたが、この意見書の中にも「米軍基地建設に反対する多くの住民を機動隊等により強制排除し、憲法が保障する集会・言論の自由を制限して、工事は強行されています」と書かれているんですが、憲法が保障する集会・言論の自由、これには私も賛成します。それで反対も賛成します。しかし、この反対する中で提案者の答弁では法律で守られていると、日本国憲法で。しかし、この反対する中では歩道上に座ったり、車が来たら歩道から急に飛び出して寝っ転がったりしています。これは憲法上、法律で守られているのか。これは明らかに道路交通法の10条にも歩行者の何かしらとあるんですが、それにも違反はしていないか。その辺ちょっと見解をお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　さっき民意と言ったものについては選挙だけじゃなくて、オール沖縄で建白書も出しております。そういうことも民意であります。

それで私たちが座り込んでやっているのは非暴力ということで、表現の自由として捉えてやっております。

（「道路交通法に違反していないかと言っている。道路に座って、あれは法律で守られているのか」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　吉濱　覺議員、できますか。今の座り込みしているのは道路交通法に違反していないかということ。８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　表現の自由と捉えています。

○　議長（平良嗣男）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで質疑を終わります。

意見案第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって意見案第３号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第３号について討論を行います。討論ありませんか。１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　意見案第３号について、反対の立場として討論を行います。

なぜ反対なのか、これは私の思い、過去に陳情に関しては採択までとし、という話し合いがあったと記憶しているんですが、議員皆さんは記憶にないということでありますので、そのまま、あやふやのままでこの意見案を賛成しますと、議会の尊重、議員の尊厳をないがしろにするおそれがあり、これがはっきりするまでは賛成することができません。

そして、その意見案の中に、やっぱり日本国憲法で保障された地方自治の危機というのも、これも第92条から95条に明記されておりますが、これはあくまでも日本国民である以上は皆さん平等に保障されているということであり、この意見書を見る限りでは、地方自治の堅持という名をかりた、今までも辺野古の問題、高江の問題等、反対討論をしてきたわけですが、全く中身は変わりません。そういう中で、賛成ですと到底言えません。

それで先ほど質疑の中で米軍基地建設に反対する多くの住民を機動隊等により強制排除し、憲法が保障する集会、言論の自由を制限して工事は強行されていますということで質疑したんですが、私も反対するのは自由であり、これも憲法に保障されている集会、言論の自由であり、これを否定するわけではありません。

しかし、反対する中にも道路に飛び出し、道路に座り込み、あるいは車の直前に飛び出し寝っ転がる、この姿を見ると、これはあくまでも道路交通法に違反しているのではないかということでありますが、提案者はこの道路交通法の違反も集会・言論の自由であると答弁されております。さきにも述べたが自分の足もとを全く見ない。みずからが法で守られていると言いながらもこういうことは自由であると。

全くちぐはぐな答弁でありました。

よって、もう少し地方自治とはどういうものなのか、きちんとした意見書であれば大賛成です。お互いが決めた一同書に対する、意見書に対するものは採択でとどめるというものもひとつ、これもお互いが守るべきことではないかと思っておりますので、その辺、議員各位の皆さんの御理解を得て、反対の討論といたします。ぜひ御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで討論を終わります。

これから意見案第３号　沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（可否同数）

○　**議長（平良嗣男）**　可否同数です。

したがって地方自治法第116条第１項の規定によって、議長が本案に対し裁決します。

意見案第３号については、議長は可決と裁決します。

---

**◎議員派遣の件**

○　**議長（平良嗣男）**　日程第21　議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

## 議員派遣の件

平成29年３月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

| 開催時期 | 研　　修　　名 | 派遣人員 |
|---|---|---|
| ４月 | 沖縄振興拡大会議 | １名（議長） |
| ５月 | 北部市町村議長会定例総会（恩納村）<br>県町村議会正副常任委員長実務研修会 | １名（議長）<br>７名 |

| 開催時期 | 研　　修　　名 | 派遣人員 |
|---|---|---|
| ６月 | 北部議長会先進地行政視察研修（北海道） | １名（議長） |
| ７月 | 北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会（伊平屋村） | 全議員 |
| ８月 | 県町村正副議長・正副委員長研修会 | ７名 |
| 10月 | 県町村議会議長会定例総会（那覇市）<br>県町村議会議員、職員研修会（那覇市）<br>北部市町村議長会定例総会（伊是名村） | １名（議長）<br>全議員<br>１名（議長） |
| 11月 | 町村議会議長全国大会（東京都）<br>北部三村議会連絡協議会研修会（東村）<br>所管事務調査（石垣市） | １名（議長）<br>全議員<br>全議員 |
| 12月 | 北部市町村議長会定例総会（宜野座村） | １名（議長） |
| 平成30年２月 | 県町村議会議長会定期総会<br>県町村議会議員、職員研修会 | １名（議長）<br>全議員 |
| ３月 | 北部市町村議長会定例総会（北部会館）<br>現地調査 | １名（議長）<br>全議員 |

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

---

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

**◎閉会の宣告**

○　**議長（平良嗣男）**　これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第３回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後　３時２４分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員